

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (21 . 4 定)			
日 時	平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 4 時 5 8 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、山田副委員長、吹田・中島・斉藤（陽）・濱本・井川・林下・北野 各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、総務部参事、保健所長、会計管理者、消防長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、斉藤陽一良委員、井川委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が斉藤陽一良委員に、大橋委員が吹田委員に、山口委員が林下委員に、古沢委員が北野委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

斉藤（陽）委員

代表質問の関連でお伺いします。

小樽市の制度融資の改善について

まず、本市のいわゆるマルタル資金等、制度融資のさらなる改善についてお伺いしました。それで、現行これまでの状態では、新生銀行の長期プライムレートというのを基準金利として採用しているということなのですが、まずこの新生銀行の長期プライムレートが採用されている理由について、当初どうだったのかということがもしわかれば教えていただきたいと思います。

（産業港湾）産業振興課長

市の制度融資で、この基準金利として長期プライムレートがなぜ使われているのかというお尋ねでございますけれども、私ども市の制度融資は大変歴史が古くて、過去にどういう経過でこの長期プライムレートが採用されたのかという詳しい資料は残されておりませんが、一般に従来から金融機関が採用している長期の貸付金というのが、この長期プライムレートを基に算定されてきたというふうに言われております。制度融資の性格からいいますと、長期で低利にという考え方がありますから、これは推測になりますけれども、そういった形で長期プライムレートに基づいて長期貸付けを金融機関が行ってきたという背景があるのではないかと考えております。

斉藤（陽）委員

設備投資等の長期にわたる貸付けについてはそういうことだと思いますけれども、現実問題として、設備以外にも、いわゆる制度融資で運転資金等もカバーされているわけで、そういったところから考えていきますと、これから改善の余地はあるのではないかとこのところではあります。

それで、長期プライムレートが今まで採用されてきたということは、多少問題点もあったのでしょけれども、それなりにいいところがあるから今までこれを基準金利としてきたということだと思うのですが、その利点等についても御説明いただきたいと思います。

（産業港湾）産業振興課長

この長期プライムレートを採用している利点ということでございますけれども、先ほどの答弁と多少重複するかもしれませんが、一つにはやはり制度融資の性格上、低利で長期にということがひとつあったと思います。このプライムレートには短期と長期、最近で言いますと新短期というのもございます、3種類のプライムレートがあるわけがございます。一般に他市の状況などもお聞かせいただいているところなのですが、この長期プライムレートを採用している理由としては、やはり短期プライムレートというのは幾つかの銀行でそれぞれの短期プライムレートを出しておりますけれども、この長期プライムレートというのがそもそも長期信用銀行の金利を使ったという関係で一律になっているというところで非常にわかりやすいというメリットがございまして、道内の各都市で

長期プライムレートを使っている自治体につきましては、そういったメリットを勘案しながら採用しているような状況になってございます。

斉藤（陽）委員

現在では新生銀行ですけれども、いわゆる旧日本長期信用銀行の長期プライムレートが、設備等の大型の長期の貸付けに採用されてきたということでしょうけれども、逆に今、改善の余地があるという部分、いわゆるその長期プライムレートではいろいろ支障があるという部分の問題点については、どういうことが考えられるでしょうか。

（産業港湾）産業振興課長

長期プライムレートの問題点でございますけれども、これは今、私どもがこの制度融資を見直すことの一つの契機にもなっている部分なのでございますけれども、一般的に金利といえますのは、景気が拡大している局面ですと上昇していく、逆に景気が減速あるいは後退する場面では低下していくというのが一般的な考え方になりますけれども、実は国が国債を大量に発行するような場面になりますと、景気にあまり関係なく金利が動く場面が出てございます。具体的に私どもがそういう場面に直面をいたしましたのは、本年の3月から4月にかけての長期プライムレートでございました。従来2.25パーセントであった長期プライムレートが国債を大量に発行するというような動きの中で2.30パーセント、0.05パーセントですけれども、ここで上がっております。一方、短期プライムレートは1.475パーセントということで、しばらくの間据置きになっていたのですけれども、私どもといたしましては、やはり中小企業者に対する制度でございますから、やはり景気動向に沿った形で動いていく金利というのが望ましいのではないかとということで、今直ちにこの長期プライムレートをやめるということではなくて、小樽商科大学の教授のお話も伺っておりますけれども、そういった景気動向とは違った動きをしたというところがございまして、今、検討しているところでございますので、これがある意味、問題点とは思っているところでございます。

斉藤（陽）委員

長期プライムレートと背反するまでいなくても、かい離した動きが出てくることがあるということで、実勢金利を反映したのものとしてこの制度融資も運用していく必要があるというお考えだと思うのですが、一応検討の方向性としては、短期プライムレートを採用する可能性も視野に入れるということだと思います。もしいわゆる短プラのほうに基準金利がシフトするということであれば、その改善の効果として、どういう内容を期待されるのでしょうか。

（産業港湾）産業振興課長

先ほど申し上げましたとおり、直ちに短期プライムレートの金利を今の制度融資の金利に変えるということではなくて、長期プライムレートにいたしましても、短期プライムレートにいたしましても、やはり一長一短があるのではないかとこのように思っております。ですから、それは今、専門家の御意見も伺いながら検討していきたいというふうに思っておりますけれども、短期プライムレートのメリットとして一般的に言われておりますのは、やはり市場における資金量の多い少ないによって中央銀行であります日本銀行が、ある程度金融調整という形でコントロールしていきますので、私どもの考え方から申し上げますと、長期プライムレートはどちらかというと市場で取引される価格ですとか将来における期待値みたいなものも入ってまいりますので、比較的その短期プライムレートのほうが経済動向に沿ったような形で動いていくのではないかと。金利そのものではなくて、金利の動きといった部分では参考になるのではないかと考えているところでございます。

斉藤（陽）委員

最近のように、いわゆる量的緩和が主流のような形でどんどん市場が動いていくという、金利が動いていくという状況の中では、臨機応変といえますか、そういう対応性は高いのではないかとこのように思います。逆に、短プラにシフトした場合のデメリットというか、いいことばかりではないと思うのですけれども、そのデメリットの部分も押さえていらっしゃるでしょうか。

（産業港湾）産業振興課長

短期プライムレートと申しますのは、たしか 1 年未満の最優遇金利ということで位置づけられておりますから、私どもの制度融資の中で 1 年未満といえますと経営安定短期特別資金しかございません。それ以外はいわゆるマルチアル資金にいたしましても、設備総合資金にいたしましても、1 年を超える長期になってまいりますので、直ちに短期プライムレートの金利を私どもの基準金利として採用するのはどうかというふうに考えているところでございます。

斉藤（陽）委員

いかに市場に対応するといっても、その短期の部分に対応する制度融資そのものがないなら話にならないので、そういう部分をどの程度まで考えるかという問題だと思いますけれども、具体的には、金融機関や企業の代表者などから成る制度融資検討会議に諮った上で決定してまいりたいという御答弁だったのですが、この制度融資検討会議の位置づけについて、条例で決まっている会議とか、そういうものなののでしょうか。

（産業港湾）産業振興課長

制度融資というのは、決して不変ではございませんので、その時々を経済状況を見ながら、より中小企業者の皆様に使いやすい制度に変えていくという作業を続けておりますけれども、制度融資を改正していくときは、これは近年の例でございますけれども、まず小樽商科大学の担当の教授のお話を聞く、それである程度市の対応を考えます。最終的にはこの制度融資検討会議に諮った上で市の考え方を決定するわけですが、この会議につきましても、条例上、定められている会議ではなく、任意の会議という位置づけになってございまして、小樽商科大学の担当の教授を座長とする会議になっているものでございます。

斉藤（陽）委員

時期とか、どの辺を目指して検討していくのか、あるいは先ほどの短プラを採用する、それだけではないのでしょうか、それにしてもいかにその基準金利だけが変動に対応するといっても、それに対応する制度融資そのものがなければ中身がないという話になりますから、そういった肉づけといいますが、どういう制度融資を行っていくかということも含めて内容的な検討も必要だと思います。そういう中身あるいはその金利等について、どういふことを検討するのか、それから時期としては、いつまでにそういう検討を終えて実際に改善されるのかというスケジュール等についてお示しください。

（産業港湾）産業振興課長

制度融資検討会議では、ということが議論されているのかでございまして、今回は、私どもが今一番大きな課題としておりますのは、先ほど申し上げましたとおり、やはり国債の発行に伴いまして長期プライムレートが上がったということの一つの契機にいたしまして、まず基準金利のあり方について、この場で御議論をいただこうと思っております。ただ、制度融資のあり方そのものにつきましては、その時々でこの制度融資検討会議を開いて、例えば昨年でございますとマルチアル資金の融資期間 5 年未満の金利を引き下げる、あるいは設備系の資金に幾つか同じようなものがあつたので統合するというようなことを行ってきましたので、その時々状況に合わせてながら、この制度融資検討会議というものを開催させていただいているところでございます。

今後のスケジュールでございまして、特に今年の場合は金利の改定が一つのテーマになっております。まず他都市でどういう制度融資に基準金利を採用しているのかということをご調査をいたしまして、一度それをもちまして小樽商科大学の担当教授とともに打合せをさせていただきました。今後もう一、二度、小樽商大の担当教授と市の考え方といいますが、素案をつくるための打合せを開催させていただきまして、その後この制度融資検討会議を開催し、今回の私どもの制度融資で使っている基準金利をどうするのかということをご決定させていただきたくてございまして、細かなスケジュールは決まっておりますが、会議の中で議論された内容につきまして改正が必要ということであれば、新年度からの採用に向けて、これからの動きを進めていきたいと考えてい

るところでございます。

斉藤（陽）委員

新年度からということですが、今の時点でまだはっきりしないのでしょうか、基準金利の 2 本立てということはあるのでしょうか。

（産業港湾）産業振興課長

これは他都市の例でございますけれども、例えば比較的期間の短い制度につきましては短期プライムレート、設備資金のように融資期間が比較的長いものについては長期プライムレートを採用しているという自治体もございますので、それはそれで一つの選択肢になり得るのではないかと考えております。

斉藤（陽）委員

企業立地について

それでは、質問を変えまして、企業立地について代表質問でお伺いしました。それで、御答弁の中で、立地企業の業種は食料品製造業が目立ち、地区としては、石狩湾新港地区よりも銭函 3 丁目の工業団地のほうが多いように聞こえたのですが、こういう傾向というのは例年大体こんなのか、そうだとすればどういう理由が考えられるのかお聞きします。

（産業港湾）薄井主幹

食料品製造業の立地といった最近の傾向でございますが、やはり食品につきましては、北海道は全般的においしいですとか、安全・安心という食に対してのイメージが強い中で、特に小樽は豊富な水産資源ですとか、それから観光資源といったところで道内においても非常に強いブランド力を持ってございます。小樽で物をつくっているというブランドを求めて道外から小樽に来た企業もございまして、道外から来た企業で商品名に小樽というものを付けて頑張っている企業もございまして。これはやはり小樽のブランド力が小樽に立地をいただける一つの大きな要因と考えてございます。

それから、銭函 3 丁目地区の企業立地の関係ですが、やはり地理的に大消費地の札幌に近いというのがまず一つの大きな要因として挙げられると思います。なおかつ国道 5 号と 337 号の二つが通っているということと、高速道路、それから JR という交通アクセスに非常に恵まれているところも人気のある要因と考えてございます。

また、食料品製造業ではたくさんの従業員の方を雇用するという中で、例えば銭函の住宅地はすぐ近くですし、札幌市手稲区といったところから従業員を確保しやすいというあたりも、やはり銭函 3 丁目が立地先として選択されている一つの要因というふうに考えてございます。

斉藤（陽）委員

銭函 3 丁目地区もまだ工業団地として非常に大事なところだと思いますけれども、いわゆる石狩湾新港地域も小樽市域ですので、銭函 4 丁目、5 丁目も、やはり売り込んでいくのは重要なことだと思うのです。銭函 3 丁目もそうですけれども、あわせて石狩湾新港地域も立地してもらわなければならないと思うのですが、新港地域のほうの売り込み方、勧め方のポイントを教えていただきたいと思います。

（産業港湾）薄井主幹

新港地域におきましても、基本的にその新港地域の中で持っている土地利用計画というのがあるのですが、その中では生活関連地区、それから流通地区という二つの地区が小樽市域においてはメインになっております。食料品については生活関連地区のほうに多く集積しているところでございまして、最近の操業企業数でいきますと、5 年前、平成 16 年 3 月末で操業企業数が 33 社だったところが 21 年 3 月末で 44 社と、10 社程度企業数が増えております。その中身としましては、大きくやはり食料品製造業が多いというような状況になってございます。銭函 3 丁目地区と大きく違うのは、土地の面積を確保する際に、やはり新港地域は 1 万平方メートルなり 2 万平方メートルなり、より大きな用地を確保することが可能な状況でありますので、企業の求める用地の面積に応じて新港地域のほうも

また広く勧めていきたい、PR していきたいと考えてございます。

斉藤（陽）委員

企業の求める用地の規模が大きい場合には新港地域を勧めるというようなことだと思います。

それで、企業立地促進条例が平成18年に制定されて、現在3年半を経過しているわけですが、この優遇制度の評価について、企業からの受止め方と評判といった部分、それから市としての評価はどうか。非常に機能しているというふうに理解していかどうかをお示しいただきたいと思います。

（産業港湾）薄井主幹

企業からの評価と、それから市のほうの評価というふうなことでございますが、まず企業のほうからであります。企業立地促進条例ということで、2年間で固定資産税及び都市計画税の課税免除という優遇制度を設けております。企業からは、操業開始してから2年なり3年なりの期間というのが非常に厳しい状況であるというお話もある中で、やはり初期投資といったものの軽減を図ることができるという評価をいただいているところでございます。実際、この制度があったので新しい工場をつくることに踏み切ったという企業の声も聞いておりますので、一定程度そういう評価をいただいていると考えてございます。

それから、市のほうの評価でございますが、道内もそうですし、道外もそうですが、各自治体がいろいろな優遇制度を持ってございます。企業から問い合わせいただくときには、例えば用地をどこにどのくらい確保できるとかという問い合わせとあわせて、優遇制度としてどういうものがあるのかという問い合わせを必ずセットでいただく状況になってございます。いろいろな自治体がそういう優遇制度を持っている中で、少なくともほかの自治体と同程度の優遇制度を持っていないと、これはもう競争に勝てないということになるかと考えてございます。平成18年に条例を施行いたしましたけれども、22社がそういった優遇制度を活用して小樽で操業いただいております。このことによりまして、小樽で投資をしていただけますし、それから雇用の創出、拡大といったものも図られるということで、企業誘致においては効果的な制度と考えてございます。

斉藤（陽）委員

2年間、丸々固定資産税及び都市計画税が免除されるというのは、確かに大きいと感じます。半分にするとか、減税するというのがありますけれども、なかなか免税するということは少ないのではないかと思います。

ただ、ほかにいろいろと他都市や他の地域でも、いろいろな形で優遇制度をさらに充実してきています。あるいは元来の立地条件とか、いろいろなことで競争があるわけですから、より充実していく、改善していくという方向は大事だと思うのです。御答弁では、現在、市で考えているさらなる取組、改善方策については、具体的なものは出ていなかったのですが、まず具体的にさらにもう一歩という部分で考えていることがあればお知らせいただきたいと思います。

（産業港湾）薄井主幹

今後の改善についての考え方でございますけれども、景気が悪い中で非常に地域間競争が激しくなっておりまして、例えばほかの自治体では課税免除を3年間にするですとか、雇用に対する助成をするですとか、それから用地取得といったものに対する助成など、さまざまな優遇制度というようなものを設けて企業誘致に努めているというふうな状況でございます。ただ正直、まだどのような形にというふうな段階ではございませんけれども、企業の皆様に小樽に来るメリットを感じてもらえるような優遇制度を今後検討していきたいと考えてございます。

斉藤（陽）委員

いろいろと財源の問題とか、どこまでできるかということは確かにあると思います。ただ、どんどん優遇制度だけ拡充すれば立地してくれるのかということ、それだけの問題でもないとは思いますが。また、代表質問の御答弁に出てきました企業誘致連絡会議というのは、常設のものなのか、何か議題があるときだけ特別に開かれているものなのか、最近の開催された状況と頻度、それでどんなことが議題になっているのかといった部分を教えてください。

（産業港湾）薄井主幹

企業誘致連絡会議についてでございますが、これは平成18年に部長職を中心に設置した庁内の会議でございます。定期的に開催しているというものではないのですが、18年に設置後、年に数回、例えば何か案件があったときですとか、方向を決めなければならないですとかということがあった場合に不定期に開催している会議でございます。現在は副市長が座長という形で会議を進めてございます。

最近の連絡会議の中での案件なのですが、社会経済情勢が大きく変化する中で、従来の食料品製造業ですとか、物流の関連産業ですとか、そういったものだけではなくて、新しいエネルギーの関係ですとか、環境の関係ですとか、新たな分野への対応が必要になってくるということもあり、一層の庁内連携が必要ですので、会議を開催しているところでございます。また、会議では、こういう個別の案件のほかに、先ほど御質問にもございましたけれども、優遇制度をどうするのかといった今後の方向性なり課題の解決に向けた検討をこの会議の中で行っているという状況でございます。

斉藤（陽）委員

それで、もう一点ですが、北海道の助成制度があって、市町村連携促進分野といった部分にも触れられた御答弁があったわけですが、インターネットを見ますと、平成21年4月からというような表示になっているのですが、この道の助成制度というのは、21年度から始まったものなのですか。

（産業港湾）薄井主幹

いわゆる北海道産業振興条例の関係でございますが、平成21年4月1日施行という文言がホームページのほうにあるかと思うのですが、いつからということは答弁できないのですが、これは従前から北海道のほうでは優遇制度を設けてございます。ここで平成21年4月1日とあるのは、例えば対象の業種ですとか、それから要件として投資額とか雇用増とかがあるのですが、そういうふうなところを毎年とは言わないまでも数年度に一度いろいろ状況に合わせて変えてきているようなところがございまして、今お話にございました市町村連携促進分野も21年4月1日から新たに付け加えられたもので、制度自体は以前からあるのですが、そのようにいろいろと中身を変えてきているという意味で21年4月1日となっているところでございます。

斉藤（陽）委員

モデルチェンジというのか、バージョンアップというのか、そういうその時々に合わせて充実をされてきているということだと思いますけれども、実際にこのいわゆる北海道の助成制度を活用して立地に結びついたという実績、実際に助かったというようなことは今までにあったのでしょうか。

（産業港湾）薄井主幹

北海道の条例を活用して実際に企業立地に結び付いたケースということでございますが、北海道では通称北海道産業振興条例により助成制度を設けてございます。市町村の優遇制度を適用している場合であっても、この道の制度を併用することが可能ということでございますが、先ほども答弁しましたが、特にその中で市町村連携促進分野については、企業立地促進法適用地域というものが併用の条件になってございまして、これは本市が該当になっております。ほかの助成の分野については、一般の市町村でも適用になるのですが、この市町村連携促進分野に本市が該当になっているということが本市の強みの一つと考えてございます。そういった中で、まず一義的には私どものほうに問い合わせをいただくときには、市としてどういう条例があるのかというお話をいただくのですが、やはり道の制度を併用して活用することによって、初期投資のより大きな軽減を図ることがまた一つ非常に大きなメリットになるものですから、そのあたりをまた広く周知、PRしながら活用してまいりたいと考えてございます。

産業港湾部長

記憶は定かではないのですが、かつての北海道の助成制度の中で、市の補助もあわせて活用した事例がご

ざいます。計測機器メーカーを誘致したのですけれども、そこは残念ながらちょっと事業として現在はとんざしておりますけれども、事例としては過去にございます。

斉藤（陽）委員

活用して成功したという部分もぜひ聞きたいと思うのですけれども、今回のこの市の単独のものとプラス北海道の助成も併用できるということは、道外から進出する比較的大規模な企業の場合に非常に適するのではないかと、どちらかというと先ほど言った新港地域のほうの大規模な企業の立地の場合に非常に有効なような気がしますので、道との併用ということでは、道外企業へのアプローチの際の武器として活用できるのではないかとこのように思うのですけれども、道内、道外という的をある程度分けて弾を撃っていくというようなことはされているのでしょうか。

産業港湾部長

来るもの拒まずでございますので、特別道内だ道外だということはないのですが、ただ、ここ最近では少し苦戦していますけれども、どうしても北海道としては苫小牧中心の自動車関係の産業の立地に力を入れてきているということがございますけれども、なかなか地元の企業というのは一部部品を納入するという例はあるのですが、大規模にそれに参入できるという状況ではございません。どちらかというと小樽市の銭函 4 丁目、5 丁目は、食料品であるとか流通であるとかという性格がありますし、それから銭函 3 丁目地区については御承知のような地域でございますから、その辺の地域特性とか立地条件に適合したものであれば、それはもう本州、道内は問わず、我々としてはお話があれば飛んで行きますし、情報があれば伝えます。あるいはまた東京事務所もありますので、そこから情報を集めたり、逆にこちらから送ったものを東京事務所から持って行って、いろいろセールスに歩いているという状況でございますから、特別分けて活動しているということではございません。

斉藤（陽）委員

埋蔵文化財、縄文遺跡の保存と利活用について

それでは、質問を変えます。

最後に、縄文遺跡の質問をさせていただいて、終わりたいと思っておりますけれども、まず代表質問の御答弁の中で縄文遺跡の埋蔵文化財の利活用ということについて、100万点という非常に膨大な史料があるということでしたが、実感としてわかるように、どのぐらいの分量なのかを説明いただきたいと思っております。

（教育）総合博物館主幹

埋蔵文化財の調査で出土しました遺物の量について簡単に概略を説明しますと、100万点と申しましたが、コンテナボックスと我々が呼んでいます青いプラスチック製の箱がございます。その箱にしますと3,000箱ぐらいで、それが、では全体どれぐらいの面積を占めているのかということで、今、発掘用の機材なども含んでいるのですが、それを合わせますと850平方メートルほど私どもは使っております。これは教室に換算しますと大体14教室弱です。

斉藤（陽）委員

教室14室分ということで、非常に場所が要るということはわかるのですけれども、保管スペースが手狭ということはないのかどうか、現状の場所が狭すぎて困るということはないのかどうか。それから、保管の状態、保管の環境として今の状態で問題はないのかということと、もう一つは、以前、朝里に、今、消防署の出張所が建築されているところにもプレハブがあって、埋蔵文化財が保管されていたということを聞いていたのですけれども、それは今、どこに移されたのか、その三つを教えてくださいたいと思っております。

（教育）総合博物館主幹

現在、旧石山中学校の空き校舎、それから量徳小学校の空きスペースをお借りして収蔵しております。現状のままこの旧石山中学校と量徳小学校の空きスペースを使えるということであれば、まだ余裕がございますので、手狭ということはありません。

あと、保管の状況でございますが、先ほど言いました3,000箱のものというのは、土器や石器といった比較的腐りにくい、損傷しにくいものが主でございます。ですから、量徳小学校の空きスペースや旧石山中学校の部屋の中に入れば十分保管は可能ですが、一部のものは別に保管しております。

それと、朝里の旧プレハブのものでございますが、現在、これは旧石山中学校のほうに保管中です。

斉藤（陽）委員

その別枠での保管ですけれども、具体的にどういうもので、特殊な保存処理をされているのだと思うのですが、どこにあるのでしょうか。

（教育）総合博物館主幹

先ほど言いました土器、石器とは別に、例えば金属製の刀ですとか、うるし製品、それから首飾り、耳飾りといったようなものは量徳小学校のガラスケース、かぎのかかるケース、それから総合博物館運河館のほうに冷蔵庫などに入れて保管をしております。

斉藤（陽）委員

常設展示についてですけれども、今いわゆる埋蔵文化財といいますが、そういう縄文関係は運河館のほうに非常にユニークな縄文ハンバーグという、要するに食品品の調理をテーマにした生活の様子ということに非常に踏み込んだユニークなすぐれた展示があると思うのですけれども、ただ、いかんせん量的にボリューム感がちょっといまいち物足りないというところがありまして、その部分のお考えをお聞きしたいと思います。

（教育）総合博物館主幹

運河館のほうは、既に常設の展示が立て込んでおりますので、今後は本館の企画展示室を使いまして、企画展とか特別展の中で、そういったまだ皆さん方の目に触れていない出土物を展示していきたいと考えております。

斉藤（陽）委員

最後に1点、遺跡の保存ということで、今、遺物の話をずっと聞いてきたのですけれども、忍路環状列石のことを考えますと、周辺の環境も生かした形で、さらに遺跡の史料価値、教育的な価値も非常に高まるというふうに考えますけれども、忍路環状列石のほか付近にまだ二つそういう遺跡がありますので、それを関連づけて活用するという点については、今後お考えのことがありましたらお知らせいただきたいと思っております。

（教育）総合博物館主幹

今、委員が御指摘のように、忍路環状列石は小樽では数少ない里山の風景が残されている遺跡でございます。そういった景観も含めた保存、活用を考えていきたいと考えております。また、周辺には地鎮山環状列石、それから西崎山環状列石があり、ストーンサークル群となっておりますので、そういったものをあわせて紹介して、例えば散策できるようなコースの提示ですとかといったものを、今後研究していきたいと考えております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

林下委員

道営若竹団地の事業主体変更について（議案第10号について）

まず、議案第10号に関してお伺いしたいと思います。道営若竹団地が市に事業主体変更されるという見通しが伝えられたのが平成15年だったというふうに思うのですけれども、それから6年余り経過して、やっと着工に向けて動き出したということで、この間大変な御苦労があったと思います。当初から耐震補強が必要だったということは言われておりましたが、これも北海道の協議とかいろいろな要素で、この計画が遅れてきたというふうに思うのですけれども、その最大の理由は一体なぜこのように遅れたのか、説明していただきたいと思っております。

（建設）白川主幹

J R 小樽築港駅前にあります道営若竹団地の事業主体変更についてですが、平成15年に北海道のほうから事業主体変更するという話がありまして、それに基づいて北海道と協議し、それから1階の区分所有者の方々との話合いも進めてきました。実際には19年度に一度、20年度に事業主体変更をする予定ということで、住民への説明なども行ったのですが、それから現在まで2年近くの遅れがございます。その理由についてのお尋ねでございますけれども、耐震補強工事が必要なのですけれども、1階に区分所有者の方々がいらっしゃるので、当初1階の方々に迷惑をかけない方法ということで、工事の際に1階には立ち入らない方法で建物を耐震補強しようという設計の検討をしていました。それで建物の周りに柱、はりを補強する形での耐震補強を検討したのですが、非常に工事が大がかりになってしまいまして、工期も長くかかり、費用もかなり大きくかかるといことがわかりまして、これでは逆に1階の区分所有者の方々の理解も得られないというような形になってしまいました。それで耐震補強工法の変更の検討を進めてきた次第です。その間に新たな耐震補強工法があるということがわかりまして、その工法で検討したのですが、それは逆に1階の区分所有者の建物の部分にも立ち入って工事をしなければならないのですが、非常に早く音も静かでスムーズに耐震補強ができる工法というのがあるのがわかりまして、それで行うことで1階区分所有者の方々と話をしたところ、皆さんから了解が得られました。そういうことで今回、議案として提案させていただいておりますが、来年2月に事業主体変更を行って、その後、耐震補強等の工事に入っていきたいと考えてございます。

林下委員

ただいま御説明いただいたのですけれども、今さら寝た子を起こすような質問は大変心苦しいのですけれども、平成19年度の時点で、当初、大がかりな工事で建物1階の区分所有者の部分に立入りしないという条件をつけたというのは、つまり区分所有者が耐震補強を拒んできたのか、それが原因だったのかというふうにも受け取れるのですけれども、そういうことなのでしょうか。

（建設）白川主幹

平成19年度に当初説明会を行ったときには、全体で7階建ての建物なのですが、1階で区分所有者の方々が店舗や事務所として使っていたのが7軒ございます。2階から7階を今までは道営住宅としていた部分ですけれども、建物全体が区分所有の建物という形になっておりますので、耐震補強工事等を行う場合の費用負担について、その持分に応じた費用負担というような説明を当時はしておりました。そういう中で大きな反対の声がございまして、それで先ほどの答弁と重なりますけれども、1階の方々に御迷惑をおかけしない形ということで、1階に立ち入らない形での耐震補強工法を検討していたという状況でございます。

林下委員

耐震補強というのは、公営住宅のための工事という位置づけではあると思うのですけれども、当然1階部分も必要な工事というふうに常識的には考えられるのですけれども、この耐震補強による建物の評価額に変更はあるのでしょうか。

（財政）資産税課長

固定資産の評価についてのお尋ねでございますけれども、補修規模にもよるところでございますが、一般に通常の維持補修という範囲でございましたら、変更はないものと考えております。

林下委員

今、評価額は変わらないということですから、あまり大きな問題にはならないと思うのですけれども、耐震補強の費用負担というのは、耐震偽装問題から建替えとか、あるいは改修でなかなか住民合意ができないということで、今、裁判となる例や、いろいろな判例も出てきていると思うのですけれども、今回、市営住宅の改修に伴ってその区分所有者に費用負担を求めないということで、そういった判例とか、あるいは評価にたえられる判断だという御

理解でしょうか。

（建設）白川主幹

まず、この建物を使うためには、まずはやはり耐震補強をしなければなりません。また、市営住宅として使うためには全面的な改善も必要と考えておりますが、それに当たりまして当初その区分所有者の方々から、費用負担についての大きな反対がございまして、その部分はやはり大きな課題で、何とかその方法を解決したいということで、耐震工法の検討とあわせてその部分の検討をしてきていたところなのです。区分所有の建物であるがために区分所有者の方々の方々の同意がなければまた工事に着手できないということもございまして、同意をもらうためにはどういうことが必要なのかということで考えたときに、まずあの建物は先ほど言いましたように7階建てで、1階には区分所有者の方々がありますが、2階から7階、要は7分の6が公営住宅分で、7分の1が区分所有者の方々の部分ということですが、2階から上の公営住宅の部分に補強するに当たって、どうしても1階部分も補強しないと、やはり建物というのは1階部分が基礎、下のほうが構造的にやはり補強というのが必要という大事な部分ですので、1階もせざるを得ないということもございまして。

そういうこともございまして、いろいろ検討してきた中で、区分所有法の中でその持分について取決めをすれば、特にその持分に応じた負担をしなくても法的に整理ができるということがわかりまして、その辺はいろいろ法律の専門家にもそれは大丈夫ということを確認しておりますし、今、言いましたように2階から上の公営住宅の耐震補強のために1階もやるという整理もつくことがわかりましたので、費用負担を求めないという形で進めていけるということを確認しまして、今そういう形で進んでいこうとしているところでございます。

なお、同意書といった、そういう書類もつくらなくてはならないのですが、それも今、区分所有者の方々と話がついて、同意をいただけるということは確認済みでございます。

林下委員

私は、市営住宅というのは市の財産ですから、そういった意味でこれから長くまだ使っていくわけですから、せっかく苦労してここまでこぎつけたことが、何かとんでもない方向からいろいろと、裁判でも起きたら困るといふつもりで話をさせていただきました。大変御苦労さまでございました。

公共交通機関への支援について

次に、先般、予算特別委員会の中でもフェリー利用者に対して買物券を配付した、フェリー航路利用促進実証運航費補助金についての成果ということでいろいろ御質問がございました。やはり小樽市にとってフェリー航路を存続させるということは非常に大きな意義がありますし、運輸業界とか、港湾関係者にも、フェリー航路の存続というのは大変大きな意義があると思うのです。そういう意味で、市長の決意も大変新聞にも大きく扱われまして、大きな効果があったと思うのです。

それで、いろいろ最近の諸状況を見ますと、高速道路の土・日・祝日の全国一律1,000円を上限とする割引ということがフェリー航路のみならず、鉄道やバスにも大きな影響を及ぼしていると言われておりまして、どうもフェリー航路もかなり全国的には高い低いがあるようですけれども、バスや鉄道などは最近の新聞報道を見ますと20パーセントどころか30パーセントぐらい落ち込んでいるとも報じられ、極めて深刻な状況だと言われております。そうした現状を理解していらっしゃいますでしょうか。

（総務）企画政策室林主幹

公共交通機関の利用者数の現状についての御質問ですけれども、最近の状況については、業者から具体的に聞いてはいないのですが、委員がおっしゃったように景気の低迷ですとか人口減、新型インフルエンザの流行ですとか、そのような影響があって大変厳しい状況にあるものとは考えております。

林下委員

そこで、当然小樽市にとってバスや鉄道も市民に最も身近な交通機関ということをお考えすると、こうした公共交

通機関に対する支援か、何かそういう対策というものは考えておられますでしょうか。

（総務）企画政策室林主幹

支援策ということでありますけれども、単なる経営への支援ということになりますと、公共交通機関であっても民間の事業者であることから、まずは経営努力をしてもらうというのが原則と考えておりますので、現在のところ支援というのは考えておりません。

林下委員

もちろん公共交通機関であっても民間企業であるから、いろいろな要素の落ち込みとか、あるいは減収というのは経営努力によって賄うというのは、これは基本だと思うのです。そういう意味で言えば、フェリーも当然そういう国の支援策があったとか、いろいろ条件はあると思いますけれども、単純に個人の企業を支援するという視点ではなくて、公共交通をやはり守っていくという視点で何か考え方を示してもらえればというふうに思っているのですけれども、いかがですか。

市長

公共交通機関でもフェリーなりバスなりいろいろあるわけですが、特にその中で住民の生活に大きな影響を及ぼす離島航路とか、今問題になっている函館と青森県大間を結ぶフェリーとか、それから過疎地を走るバスとか、いろいろあって、そういった問題については、既にもう国を含めて助成制度があって補助しているわけです。ですからいろいろ一般論で公共交通と言われてもそうはいかないので、そういう住民生活にいろいろな影響を及ぼす、そういった関連するものについては、やはり何らかの支援をしていくということは必要ですから、これからも我々はそういった努力をしていくということでございます。

林下委員

旧手宮鉄道施設機関車庫 3 号について

次に、小樽市総合博物館の関係で旧手宮駅構内の機関車庫の保存修復工事について、先日その作業が終了したということで拝見させていただきました。建設当時の姿を復元するというばかりではなくて、機関車庫としての機能を回復させるということは、鉄道を経験した者として本当に私も大変驚きました。本当に文化財としては日本一すばらしい完成度だというふうに私も感心しているのですけれども、今、来年 4 月のオープンに向けて準備を行っているという説明もいただいておりますけれども、これだけすばらしい施設が完成して、たぶんこういう復元状況をいろいろなメディアを通じて宣伝をしていけば、本当に鉄道マニアばかりではなくて、いろいろな人から注目を集めるすばらしい完成度だというふうに私は思っているのですけれども、今オープン前にどのようなメディア対策などを考えられているのでしょうか。

（教育）総合博物館主幹

機関車庫 3 号につきましては、今、委員がおっしゃったように 4 月 29 日に完成の記念式典を計画しております。それに合わせまして、既に一部動いておりますが、春に出ます旅行雑誌等、じゃらんですといった雑誌の春号の取材が既に始まっております。それにつきましては、修復後の写真の提供、それから情報の提供といったものを行っております。それから、4 月ですので、2 月以降から徐々に札幌の特にテレビ局関係のマスコミに向けて情報提供をしていきたいと考えております。先ほど委員がおっしゃいましたように、機関車庫としての機能を回復しておりますので、機関車が出てくる状態を映像として撮っていただくことが一番のアピールかと思っておりますが、それができますのは雪が解ける 4 月半ばと考えております。それに向けて取材の日程を組んでいただけるような PR 活動を進めていきたいと思っております。

もう一つは、委員が先ほど御指摘になった鉄道マニア以外の集客ということに関しましては、これも小樽雪あかりの路が終わってからの季節と考えておりますが、札幌に本支店を置く旅行者にチラシ、パンフレット等を配布して、こういった施設もありますということを紹介していきたいと考えております。

林下委員

規模こそ最近の埼玉県大宮の鉄道博物館とかから見れば小さいかもしれませんが、非常に高いレベルの完成度だというふうには思いますので、素人考えですけれども、これは必ず全国的に大きな話題になって大ヒットするのではないかというふうに思っています。

それで、今、総合博物館がオープンしたときに、やはり館内に食べる施設がないということで、今、館の前に列車、客車型のレストランができて非常に話題になっていると思うのですが、やはりこれから本当に客がどんどん入ってくるようになると、あのレストランに私も入ってみたのですが、なかなか座席数とかそういうことから考えれば、例えば修学旅行生とかそういう人たちが入ってきたら間に合わないのではないかというような感じもするのです。大宮の鉄道博物館では鉄道車両にテーブルをセットしていて、売店で駅弁を買って、そこで自由に食べられます。非常に文化財的な要素が強い施設ですから、私もそこで弁当を食べるのはいかがかという感じもあるのですが、そういう工夫はお考えになっておられますでしょうか。

（教育）総合博物館主幹

今、委員から文化財としての施設というお話がございましたが、鉄道を楽しむ一つに駅弁というのがあったらと思いますし、それも含めて現在 9 両ございます客車は、持込みの弁当を食べて結構ですということを案内はしているのですが、皆様方ちょっと遠慮なさっているのか、あまり利用されておりません。そのうち、お座敷列車につきましては、これは小さな子供を連れた家族連れなどにも利用していただいていますし、夏場は冷房を入れるようにしておりますので利用頻度は高いのですが、その他の客車もございまして、客車で昔のように駅弁を食べていただいても構わないようにという形で私どもは考えてセティングしたのですが、その利用がちょっといま一つということがございますので、今後は館内の掲示板にも、そういったことが可能である旨を掲示していきたいと考えております。

林下委員

いろいろ飲食物を車内に持ち込んで食べるというのは功罪両方あると思うのですが、販売体制とか業者との関係もいろいろあると思いますけれども、何とか大量に来た客をさばけるような対策も必要ではないかというふうに思っています。

それで、社会教育施設という位置づけはともあれ、全国から来ていただいた客が、やはりあの施設でいろいろ時間をかけて、せっかく全国から来ていただいたのだから飽きさせないということも大事だというふうに思います。全国的には運転シミュレーターというのがどこの施設も導入していて非常に好評だというふうに言われていますが、そういったものは導入することができないのか、検討していただきたいと思いますが、御見解をお願いします。

（教育）総合博物館主幹

現在のところ、シミュレーターの導入は、費用的な面もありまして検討のそ上には上がっておりませんが、逆に、本物の機関車に乗っていただくために、今年度、子供用の衣装、それから大人用の衣装をつくりました。それを着用して車掌体験、機関士体験ということを今年から始めておりまして大変好評でございますので、来年の機関車庫 3 号の記念式典以降のゴールデンウィークにつきましては、実際に機関士の格好になって機関車に乗っていただくという体験の機会を増やして実施していきたいと考えております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

吹田委員

事業仕分けについて

私は、事業仕分けについて、質問したいと思います。

今回、国が事業仕分けというのをやりまして、国民の皆さんが大変注目をしました。これは民主党政権になって具体的にやったことだと思うのですけれども、事業仕分けを一般に公開し、実際に多くの皆さんが現場に行って聞くことができるようになっていました。それからインターネットで公開していきまして、私も実際に自分たちに関係があるところについては、インターネットで内容を聞かせていただいております。そういう中では、国がいろいろとやっているあたりの論議とはちょっと違った形の論議という感じがしました。国のやっているさまざまな事業につきましても、普通であれば財務省と各省庁との関係で予算のやりとりをやっていますが、それとは全く違うところで最初にスタートするというので、やはり私たち国民としては非常によかったのではないかと思います。ただ、言えることは、今回は非常に小さな部分かと思っております。これ以外にももっと切り込んでいくべきものがたくさんあると思います。特にいつも話題になっています外郭団体とかというものについては、見直しがまだまだこれからだという感じがしております。

こういう中で、今回の国が行った事業仕分けという手法でいろいろ地方も大きく影響するのではないかと思いますし、今回やったこと、またこれからもするであろうことを考えますと、この辺につきまして、地方行政を預かっている市長はどのような感想を持たれるのか、まずお聞きしたいと思います。

市長

事業仕分けの関係ですけれども、これは地方六団体といいますが、全国市長会としても一定の評価をいたしまして、この事業仕分けをした影響について、いわゆる従来が密室性の高かった予算編成といいますが、国民にわからないところで予算編成してきたということで、今回はこの編成の過程を公開したという意味では、国民に対する関心度を高めたという面で評価をしているというふうに評価をしている部分と、それからもう一つはやはり3,000からある事業の中で、今回は400事業ぐらいを抽出してやったということで、その抽出過程が、だれがそれを選んできたのかというのが不透明で、財務省が勝手に持ってきて出したのではないかという話もありますけれども、真意はよくわかりません。ですから、全部やったのではなくて、ほんの一部しかやっていないということで、その一部もどうやってそれを選んできたのかという、その辺がよくわからないというので、そういう面ではちょっと問題が残ったというふうに思います。いずれにしても予算編成の過程を公開したということについては、まあまあよかったのではないかと思います。ただ全国市長会としては、我々の意見を聞かないで短時間のうちに決めてしまったことは、いかがなものかということは申し上げております。

吹田委員

今、市長のほうからありましたように、事業仕分けによってあのような短時間ですべてが決まるというのはいかがかという問題もありますけれども、すべてのものをさまざまな意見を聞きながらやるというのは、民主的にということを考えたら当然そうなのだろうと思います。

今回、地方自治体の中で、そういうものを取り入れる事例がありました。これは10月25日の新聞報道の中で、足利市では本年4月に市長選がありまして、その市長になった方が大豆生田（おおまみうだ）さんという珍しい名前なのですが、市長が公約で事業仕分けをやりますということを言っていて、市は具体的に動いているらしいのです。非営利団体の民間シンクタンクの「構想日本」というところが協力して、そしてこのメンバーというのは、その自治体職員ではなくて他の自治体職員ということですから、足利市職員でない方で、そういう専門的な部署の方とか、議員とか、それからコーディネーターがかかわって15人ぐらいでやったらしいのです。それでどうも私が文面を見ますと、市長がこの方々を選んで、こういう事業について事業仕分けをやらしてもらえないかということになったように感じなのです。何か60事業で67億円ほどの金額になったらしいのですが、これも非常に短時間でやったような状況でございます。これも今回の国がやったように、関係部局の担当者に、その事業についての説明を受けながら内容を精査して、廃止とか、又はものによっては、市以外の民間にお願いするとか、それから国とか県とかにお願いしなければならない事業とかに振り分けするとか、また、どうしても市でやる場合は、その内容等

についてどのように見直しをするかというような作業をしたらしいのです。これからは、各地方自治体のやっている事業についても、事業仕分け的なことが進むのではないかと私を期待しています。

小樽市の予算編成の進め方ですけれども、現在、毎年やっている予算の編成というのは、さまざまな事業につきましてどういった積み上げをやって、そして恐らく最終的には市長部局のほうで、それについて最終的な内容を確認して、そして予算のほうに進むと思いますけれども、その辺の実務のタイムスケジュールはどのように動いていきますでしょうか。

（ 財政 ） 財政課長

予算編成のタイムスケジュールでございますけれども、10月末に予算編成方針を出し、これに基づきまして予算要求書を12月ぐらいまでに取りまとめ、1月に市長ヒアリングを行いまして予算説明書等を作成し、2月に議会のほうに示しています。それから議会で決定するという形になっております。

吹田委員

恐らくタイムスケジュール的にはどこの市も似たような形で動いているのだと思うのですけれども、この足利市の場合は、10月24日ということでしたから、当然これは予算要求を上げる前の段階で、恐らく事業仕分けをやっているのだと思うのです。恐らくこれは今の小樽市の場合ですと、各部局のほうで予算を検討して、そういう方針を決めようという、その途中段階の時期ではないかと思うのです。やるやらないは別にしましても、そういう形のものを取り入れるとしましたら、小樽市の場合であればいつごろにそういうものをやれば可能性としてはあるのかと思うのです。これは単に一つの論議の中ですから、事業仕分けというのをやろうと思った場合、時間的なものはどうでしょうか。

財政部長

以前、私どももその事業の評価なりということをお早めにいったんやってみてはどうかというような、いろいろな取組をしてきたことがあります。恐らくそういうスケジュールではめていくことになりますと、よく他都市でサマミーティングといいますが、一応新年度予算がスタートして、そして年末にかけて次の年度の新しい予算がスタートするまでの期間を使って、恐らく前年度とか前々年度の事業の評価をしていくということで、そのスケジュールの中に当てはめていくとすれば、そういうタイミングになるのではないかと思います。

吹田委員

今のお話は、事業の評価ということですが、今回の事業仕分けというのはそうではなくて実際に出てきた数字をこれは多いとか少ないとか、いいとか悪いとかという話なのです。だから、これというのは最終的な予算になるときに、これは要らないとか、これは金額がこれだけあるのだけれども多すぎるとかというものです。恐らく今、部長が御答弁されたのは、各事業のとらえ方として、いいか悪いかということなのです。ただ、言えることは、この事業仕分けは本来、役所の内部でやる形のものではないということが、私たちの一つの大きな見方で、だから外部の人たちが見たらこうだという場合もあります。やはり内部の方というのは、ずっと積み上げてきていますので、内容をよくわかっていて、自分たちの価値判断でこうだというとらえ方をするのではないかと感じます。そういう面では、また別の観点から見ていると、事業の評価や金額についてはどうかというふうになってくるのではないかと思います。例えば箱物事業については、これは国なり道なりが決めた積算単価があって、それに沿って数字をつくらなければだめだという論議をよくします。けれども、外部の方にすれば、その単価を使ってやらなければだめだというイメージが恐らくないと思うのです。そういう面では、さまざまな人が実質的なものを見ていくという点ではいいのではないかという感じもしているのですけれども、そういう中で考えましたら、さまざまな事業をやる場合に、事業仕分けが今の小樽市の実際の行政運営の中では、なじむものかどうかということなのですけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

市長

事業仕分けと事業評価とどういうふうに違うかよくわからないのですが、事業評価はすべきだと思うので、それはこれから、今、第三者にお願いして評価を得ようかという検討はしておりますけれども、その評価とそれから事業仕分け、今回の政府の事業仕分けを見ていると、項目ができてその項目が廃止をするか、予算を削るか、全部やめてしまうかというような三つか四つぐらいの判断ですね。それが果たしてこういう地方公共団体になじむかという感じはあります。ただ、私が考えるのは、やはりまず事業評価はすべきだと思います。評価をして、その上でどういう予算をつけるかというのは、確かに我々の判断もありますし、また議会の御意見もあると思っていますので、評価はやはりすべきだと思います。

吹田委員

私はそういうやり方をしているとは思えないのです。やはり地方自治体の財源は基本的には、市民税とか、固定資産税とか、地方で得られるさまざまなものはあると思います。また国は、さまざまな形でお金を集めるのだけれども、私たち国民にとっては所得税を払って、そしてそれを最終的に各方面に分配して、そして全体的なレベルを上げようということなのですから、そういう中ではやはり国から来るお金というのは、もらえるものを持ってきて、そして経済の活性化を含めて使うというのが基本であり、こういう形でやっているのが普通ではないかと思えます。ただ、やはり自分たちが払った市民税もそうだし、所得税もみんなきちんと使ってもらいたい。無駄なことはしてもらいたくない。私たちが払うものというのは、やはり必要だから払わなければだめだと思って払うわけです。今の小樽市の場合、例えばある部分では入札も100パーセントに近い九十何パーセントでしか落ちないというような状況もあります。これは本来そのためのついたお金だからそれでもいいのではないかという論議もあるのでないかと思えます。でも、やはり今は、国の財政も含めて地方も含めて、やはり必要なことに必要なお金を使うというやり方をしていかないと、とても無理な感じがします。私は、そういうことが必要だと思います。

最後にこの事業仕分けという論点について、今は事業評価ということで市長は御答弁されたのですが、私はもう少し進んで、第三者の方も入った形で、予算編成の前段階で見直しをかけるようなものがないのか。今回は全部見直すか廃止するか削るかという話だったのですが、あまりこれだけでやるのはどうかという感じもします。やはり必要などころに力を入れていく、これからの未来のために投資とかは特にそうだと思うのですが、そういう部分を含めまして、やはりもう一歩進んだ事業仕分け的な意味のことを、本市では今後行うことが可能性としては持てるのかどうか。又は、そういうことを今後考えることができるかどうかということにつきまして、市長のほうからお答えいただければと思うのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

市長

小樽市の場合で言いますと、大変厳しい財政状況の中で事業を選んで予算化していますので、私も、もし事業仕分けをやるとしたらどういう項目があるかということを考えていますけれども、これだけ絞ってやっていますから、なかなかこれは仕分けしたほうがいいというものが出てきません。そういう意味からいうとなかなか厳しいと思います。ただ、先ほど言いましたように、これから仕分けについても検討していきたいと思ひますし、それから外部評価をどう進めていくかということも懸案になっていますから、そういうこととあわせてこれからも検討していかなければならない課題だというふうに思っています。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 27 分

再開 午後 2 時 50 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

中島委員

税制改正に伴う小樽市への影響について

代表質問で政府の子ども手当の財源についての問題を取り上げました。所得税、住民税の扶養控除の廃止に伴う影響について、今回、小樽市のほうの影響を調べていただきました。資料を出していただいておりますが、この調査結果について、全体の件数、所管ごとの数、主なものについて、それぞれ所管ごとに簡単に説明を求めます。

（福祉）地域福祉課長

福祉部では、地域福祉課の関係では水道局と一緒に実施しております水道料金・下水道使用料減免制度、このたび今定例会で補正予算を提案しております、冬期特別生活支援事業、それから老人ホーム保護費、老人福祉措置費負担金、福祉除雪サービス事業、障害の関係では、補装具給付費、日常生活用具給付費、障害福祉サービス費、自立支援医療給付費、重度障害者福祉手当給付、自助具給付費、子育て支援課の関係では、児童手当、児童扶養手当、保育費負担金、延長保育費負担金、延長保育事業、一時的保育事業、休日保育事業、これが課税・非課税等々の影響を受けるということになります。

医療保険部次長

医療保険部関係では、国民健康保険、後期高齢者医療制度、医療助成制度、介護保険にかかわって、課税・非課税の関係が出てまいります。

まず、国保につきましては、70歳以上の高齢者の一部自己負担、1割又は3割の部分なのですが、この部分が原則として、市民税の課税所得により、自己負担限度額が判定されております。また、高額療養費、高額介護合算療養費の自己負担限度額、それと入院時の1回の食事に係る標準負担額、そして特定健康診査の自己負担額、これらにつきましては、市民税の課税・非課税の状況によりまして、それぞれ限度額が設定されてございます。

次に、後期高齢者医療制度の関係ですが、これは国保と割と似通っている部分がございますので、同じように療養給付費の一部自己負担、これはやはり市民税の課税所得が145万円の区分によって算定しております。あと、同じく高額療養費、高額介護合算療養費の自己負担限度額、あと入院時の1回の食事に係る標準負担額、同じく後期高齢者に係る健康診査、これらが市民税の課税・非課税の状況によって算定なり設定されております。

そして、医療助成制度についてですが、現在、小樽市は3件ございますが、重度心身障害者医療助成制度、ひとり親家庭等医療助成制度、そして乳幼児等医療助成制度、これらのものにつきましても、市民税の課税・非課税の区分によりまして自己負担割合が区分されております。医療助成制度につきましては、支給資格要件として、所得限度額が設定されておりますので、この額を超過いたしますと、医療費助成を受けることができなくなるということで、所得のほうも関係してございます。

次に、介護保険につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料が市民税の課税・非課税の状況によりまして所得段階により区分されてございます。そして、高額介護サービス費の自己負担限度額、高額医療合算介護サービス費の自己負担限度額につきましては、市民税の課税・非課税の状況によって設定されます。そして、特定入所者介護サービス費につきましては、施設サービスを利用した場合の食費と居住費の限度額でございますが、市民税の課税・非課税の状況による設定になっております。あと、それぞれのサービスを利用した場合の状況なのですが、社会福祉法人が行う利用者負担の軽減、あとは訪問介護利用者負担の助成、これらの部分につきましては、世帯全員が市民税課税か非課税かの状況によって、対象となるものとなっております。あと、家族介護慰労金支給事業なのですが、要介護5、要介護4の方の在宅高齢者で同居している方には、1年間で1回もサービスを利用しなければ

ば10万円を支給するという制度でございますが、これにつきましても市民税非課税世帯が対象になるものとなっております。また、ひとり暮らしの老人等への日常生活用具の給付等で、今、電磁調理器の給付と電話の貸与を行っておりますが、これにつきましては、利用者負担基準が生計中心者の前年分所得税の課税・非課税の状況によって区分されてございます。

（保健所）保健総務課長

保健所においては、未熟児の養育医療事業、また各種がん検診事業が挙げられます。このうち未熟児養育の医療事業につきましては、出生時の体重が2,000グラム以下であり、一般状態、呼吸器系、消化器系の症状が未熟な状態の1歳未満の児童に対しまして、保護者の自己負担額を公費で負担するといった制度で、母子保健法第20条の規定に基づいております。平成20年度につきましては15件、15人の利用実績がございます。このうちの給付範囲の中の自己負担額が所得税の年額に応じて負担を決められているという制度になっております。

また、がん検診の事業につきましては、胃がん、肺がん、子宮がん、乳がん、大腸がんの5種類のがん検診を行う際に実施機関に対して、北海道対がん協会や市内の受託医療機関において検診を実施いたしますが、その際に発生する自己負担額が生活保護受給者、市民税非課税世帯に属する方については、検診費が無料になるという制度となっております。

（建築）建築住宅課長

市営住宅使用料についてでございますが、公営住宅法に基づき家賃が算定されてございますが、同居人等の控除の部分で所得税法に準じて規定しているものでございますから、所得税法の改正に合わせまして、公営住宅法が改正された場合は、何らかの影響が及ぶものと考えてございます。

（教育）学校教育課長

教育におきましては、幼稚園就園奨励費補助が該当すると思われれます。この補助につきましては、保護者の所得状況に応じて保育料等の軽減を図るものですが、この所得状況の把握につきまして、課税状況をベースとして、補助限度額が4区分に分かれますので、改正によってその認定区分が変わるなどの影響が考えられます。

中島委員

御説明いただいたとおり、全部で43項目のうち、子育て支援課で7項目、医療保険部で3項目、保健所で1項目、子供たちの支援にかかわる問題だけを出しても11項目、全体の25パーセントで、まさに子育て支援にかかわる分野に影響が出てくるわけです。簡単に言えば、住民の負担が増えれば、本当に子育て支援になるのかどうか、こういう問題が発生してくると思います。子ども手当の財源として、扶養控除の廃止、とりわけ住民税は適切ではないと私は思いますけれども、こういう調査をした結果を見ても、そういうふうに思うのですけれども、市長の御見解についてお聞きいたします。

市長

昨日の政治討論会で日本共産党の小池議員が言っていましたけれども、制度設計が悪いのではないのかと、こういうことをやって、どういう影響があるかということに全然調べないで、ただ「これやります、これやります」という話で、きちんとやはり制度設計をしないところに問題があるという話をしていましたけれども、私もそう思います。きちんと制度設計をした上で、今度の選挙でこういうものをやりますというのならいいのですけれども、先に項目だけ決めておいて、制度設計をやるときにいろいろな問題が出てきて、今、悪いけれども、右往左往しているというような状況ですから、これはもうきちんとやってほしいと私も思います。

中島委員

後期高齢者医療制度も同じような問題があります。制度ができてから、いろいろ問題が起きると、十分な審議がされたのかという問題がありましたけれども、今回、新聞報道を見ていると、全国知事会をはじめとした地方六団体の緊急声明というものが出ております。今回の子ども手当に対する地方負担の問題で、なかなか過激な意見が

出されておりますが、市長も直接これらの意見を聞いていることと思いますが、具体的にはどういう声明が発表されたかという点について、御説明をお願いします。

（ 財政 ） 財政課長

委員がおっしゃったのは、10月15日の緊急声明だと思いますけれども、子育て応援特別手当の執行停止について、地方六団体が緊急声明を出しております。

読みます。「政府は、今般、補正予算削減の一環として『子育て応援特別手当』の執行停止を検討している旨、報道されている。既に地方自治体においては、関連予算について議会の議決を経て所要の準備を進めているところであり、一部では申請受付も開始されている。このような状況にも関わらず、突然かつ一方的に執行を停止することは、住民や自治体の現場に大きな混乱を与えたとともに、地方の実態を軽視し、地域主権を謳う新政権への期待を損なうものである。特に市町村が多くの実施責任を負っている厚生労働行政は、国と地方の信頼関係なくして円滑な推進はあり得ない。新政権におかれては、今回検討されている方針がこのような信頼関係を根底から揺るがすものであることを認識し、削減の対象としないよう強く求める。」。

12月10日も地方六団体が声明を出しています。子ども手当の地方負担に反対する緊急声明です。「子ども手当の財源をめくり、地方負担を求めてはどうかとの議論が政府内で行われていると報道されている。もとより子育て、少子化対策は国をあげて行うべき重要政策であるが、鳩山政権が高く掲げる『地域のことは地域が決める』地域主権の理念からすれば、国と地方の役割分担を明確にし、保育所のようなサービス給付については、それぞれの地域の実態に応じた形で自治体の創意工夫により地方が担当すべきである一方、子ども手当のように全国一律に実施する現金給付は地方側に工夫の余地がないため、国が担当し全額負担すべきである。子ども手当の一部を地方が負担する案にはこうした国と地方の役割分担についての理念が全くなく、今後の国と地方のあり方に禍根を残すものである。」。以下、省略させていただきますが、こういうことが述べられております。

中島委員

2回にわたって、抗議の声が出されておりますけれども、今回の全国町村会長の山本会長は、「子ども手当を支給したかったら勝手に配ってください。自治体は支給事務を一切ボイコットする。」ということまで言っているのです。これは大変大きな中身で、地方自治体の協力なくして、この実務はできないと思いますが、私はこういう中身は、市長のおっしゃるとおりだと思いますし、国の政策ですから、小樽市がこういう問題に対してどう対応できるかという限界はあると思いますし、やれることは少ないのですけれども、もし仮に市が独自に改善を図り、市民負担の軽減ができるものがあるなら、検討すべきだと思います。そういう点では、いかがでしょうか。これも市長にお答えいただきたいと思います。

市長

国が制度設計して、こういった影響が出るということであれば、その財源は国が保障すべきだと私もそう思いますので、それはもう徹底的にやらざるを得ないというふうに思います。

中島委員

答えが違ような気がするのですが、小樽市が独自にできることがあればやっはどうかということについていかがですか。

市長

小樽市はできません。

中島委員

これから小樽市としての話をしたいと思うのですが、今回、水道料金の減免実績についての資料を提出していただいております。皆さんの手元に行っていると思いますが、平成16年度から20年度の決算までを水道料金と下水道使用料で出していただいておりますが、調定件数、減免額を見ていただければわかるとおり、件数が16年度から20

年度まで減っております。とりわけ老人世帯が減っているのが特徴です。生活保護が若干ずつ増えていますし、母子世帯、障害者世帯はほとんど変化がありません。老人世帯がとりわけ17年度から18年度にかけて、それぞれ減少しているのが大きな理由です。水道で約2,000世帯、下水道で約1,700世帯の減少ですが、この減免の理由、そしてまた水道料金の減免制度の仕組みも説明していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

まず、減免の制度についてですが、水道事業給水条例第40条に減免について定めがありまして、細かいことは要綱で決めております。内容については、水道料金と下水道使用料、現在、基本料金と超過料金のそれぞれに減免額がありますけれども、対象世帯とすれば、生活保護世帯、老人世帯、母子世帯、障害者世帯それぞれの所得制限を設けて、一定程度の減免をしているというような内容になっております。

平成18年度に大きく対象世帯が減った影響というのは、18年度に税制改正が行われて、老人世帯で非課税から課税になった世帯が多いということが原因として考えられると思います。

中島委員

このとき、小泉内閣による税制改正のときに、年金控除が140万円から120万円に、それから老年者非課税制度が廃止になりました。そして、その大きな影響がこの中に出ていると思います。とりわけ、平成14年度から水道料金、下水道使用料の減免に所得制限が導入されて、市道民税の所得割を課されていないという中身が入ってから、こういう影響が出てきたと思います。そういうことを見ますと、今回、同じように扶養控除の廃止ということになれば、やはり同じような影響が出てくるというふうに考えていいのでしょうか。これについてはいかがですか。

（福祉）地域福祉課長

その税制改正の内容もまだわかりませんが、結果として同じようなことが起きて、老人世帯でもし非課税世帯から課税世帯へ移行する世帯が多くなるということになれば、同じような影響が考えられると思います。

中島委員

これは老人世帯を中心とした税制改正の影響が大きかったと思いますが、今回は扶養控除ということですから、年齢的にはもう少し若い方々への影響が増えるのではないかと思います。そうならば、果たして同じ時期に小樽市の他の部局ではどうだったかということにちょっと言及しますと、介護保険でも大きな影響がありました。平成18年度の税制改正で、介護保険料が大幅に上がることになりまして、この対応に国としても経過措置まで設けるという実態がありました。この介護保険のほうの税制改正による影響についての対応策と保険料減免制度についての対応の実際について、説明してください。

（医療保険）介護保険課長

平成18年度税制改正に伴う介護保険料の対応策と独自減免の対応についてでございますが、介護保険料の激変緩和措置という対応をしまして、18年度、19年度、3分の1ずつ保険料を上げて、20年度で到達するというような保険料の設定をしております。また、20年度に到達する保険料につきましては、20年度に19年度と引き続き同じ保険料にするということになっておりますので、正確には20年度も19年度と同じ保険料という設定をしております。また、介護保険料の独自減免についてでございますが、条例に生活困窮者というふうに定められており、要綱の中で収入要件として、生活保護基準の1.2倍以下というふうに定められております。19年度までは非課税の方と生活保護基準の1.2倍以下の方を対象としておりましたが、今、委員が言われたように、18年度税制改正で老年者非課税制度が廃止になったことに伴い、小樽市内では約5,000人の方が非課税から課税のほうに移られております。収入が変わらないにもかかわらず非課税から課税になったということでございますので、その中には、課税で生活保護基準の1.2倍以下の方が存在しておりますので、小樽市では20年度に、介護保険料の減免制度の非課税という枠を撤廃しまして、課税の方も対象としたところでございます。20年度の決算としましては、課税の方で53名が、介護保険料の独自減免に該当したという例があります。

中島委員

このように、収入が変わらなくても、税制の改悪のために税金を払う人が増えた。約2,000世帯ということですが、それがこの水道料金の減免対象に表れていると思うのですが、しかしそういう対策が立てられていることが私わかりまして、小樽市の独自減免のこの基準にも、非課税か課税かというラインだけを頼りにするやり方を見直す必要があるのではないかと思うのです。今のやり方でいけば、税制の改正のたびに収入が変わらないのに課税対象がどんどん増えるという形になっている心配があるのですから、先ほど言ったように、生活保護の1.2倍なり、そういう基準について検討して、いわゆる低所得者対策がきちんとなされるような検討をすべきではないかと思います。これは私、市長は、小樽市はできませんと言っていましたけれども、できる範囲の中身だと思うのです。こういうことを市の部局それぞれのところで、検討して救済措置を検討できないかということについては、いかがでしょうか。

市長

これから、どういうふうな税制調査会の答申が出てくるのか、そういったものを見極めながら、それから小樽市の状況といたしますか、財政の状況もありますから、トータルで検討してまいりたいと思います。

北野委員

水道局料金課の業務委託について

議案第 5 号、補正予算に関して伺います。

我が党としては、水道局料金課の業務の民間委託には、基本的には反対です。仮に業務委託を推進するにしても、給水収益や、下水道使用料が落ち込んだとはいえまだまだ水道事業は黒字なのだから、この黒字経営の間に、民間地元業者を育成し、地元業者に委託するというのをどうしてしなかったのか大いに疑問なので、以下若干質問します。

まず、10月8日に公募型プロポーザル方式の公告を行って、その中で四つの詳細な資料を示していますが、募集要領に関して伺います。

募集要領の2の参加資格要件の(8)、それから4の参加申込みの書類等、これにかかわって具体的に説明をしてください。

(水道)料金課長

まず、募集要項の8番のところに情報セキュリティマネジメントシステムの規格を取得した者ということでございますけれども、実はこの情報セキュリティマネジメントシステムには四つの規格がございます。その中で我々は、ISO27001というものを求めてございました。これは基本的には、ISO27001という基本方針は、情報セキュリティの対策と具体的な計画・目標を策定する、計画に基づいて対策の導入を行う、実施した計画の監視・見直しを行う、経営陣による改善措置を行うという四つの項目を、常に繰り返して、情報セキュリティレベルの向上を図るのがこのISO27001の規格でございます。

北野委員

今言ったISO27001の内容を4項目説明したのですけれども、よくわかりません。この資格を持っている業者に業務委託をすれば、どういう点で役立つのか、委託効果があるのかという説明がないのです。その説明をしてください。

(水道)料金課長

この規格については、企業が所有する膨大な情報をどのようなセキュリティレベルを持って管理していくかという基準でございます。当然、我々は今回の水道料金等徴収業務委託の業務を行ってもらうわけですから、当然そのようなセキュリティを持って、我々のところにある個人情報も管理していただきたいということでこのISO27001という基準の規格を設定させていただきました。

北野委員

それだけですか。個人情報を守るために、国際基準をクリアしている、そういう資格を持った業者がやればいいと、それだけの話なのですか。委託効果額には影響ないということなのですね。

（水道）料金課長

我々としては、水道局の料金関係の中に膨大な個人情報が含まれております。当然、その個人情報をきちんと管理していただける業者ということで、ISO27001という条件をつけさせていただきました。

北野委員

そうしたら、この項目は市民のプライバシーを守る効果があるということでしょう。だから、そういうふうになりやすく初めから説明すればいいのです。あなた方が議会、建設常任委員会に提出した資料もいろいろと誤解を招くものがあるのです。例えば、我が党の古沢議員が聞きましたけれども、地方公営企業法第33条の2に関して、私人に委託するとき、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与する場合ということでありますけれども、これについて、ほんのわずかしが建設常任委員会では説明していないのです。だから、この収入をどうやって確保するのかということについて、もっと詳しく説明してください。

（水道）料金課長

収入の確保ということでございますけれども、滞納整理の関係で、未収金の回収をより効率的に行っていくことも収入の確保につながるというふうに考えてございます。

北野委員

それが最大の目的ですか。そうしたら、そういう一番大事なことをどうして建設常任委員会で説明しなかったの。

水道局長

今の御質問に対して、収入の確保という意味で言えば、人員のフレックスな動かし方という、そういったもの。

（「ちょっと聞こえません。もっとゆっくり大きく言ってください。」と呼ぶ者あり）

収入を確保するという意味、収納率を向上させるという意味では、いわゆる民間の滞納整理のノウハウといったものが、実は今の決まった会社はもう二十数年こういう業務をやっている会社ですから、ひょっとしたら私どもが持っていないような滞納整理のノウハウもあるというふうには思っております。

それと、一つのメリットだけではなく、この委託に対しては、従前から説明しておりますように、いわゆる事務の効率化を図っていく上で、財政効果というものも出るわけですから、そういったものも我々は考えて委託というふうに判断しております。

北野委員

さっぱりわからないね、あなたの言っていること。あなたが水道局長になって歴史は浅いけれども、水道局は何十年間料金の徴収をやっていますか。

水道局長

従前から水道料金の徴収というのは行っていますし、滞納整理も行ってきております。ただ、そういった中でも、やはり我々は収入の確保というだけの面で限定して言えば、やはり今後新しい委託事業者に滞納整理の部分を自分らが培ったノウハウを活用しながら、収納率の向上、これは条件をつけていますけれども、そういったものを期待しているところであります。

北野委員

局長の言っていることは、それでは今まで水道局で料金の徴収で何十年も努力してきたノウハウがないのかと、そういうことをやってこなかったのかということになるのです。受託業者が会社を立ち上げて何十年もたっていないよ。その会社が若干の年度経験を積んだから、何十年もやってきた小樽市の水道局よりノウハウがあると、こういう話でしょう、あなたの話は。今まで水道局は、どんな仕事をしてきたのかということになるでしょう。あな

たはそういうことを言っているのだよ。過去の水道局の幹部職員に対して、失礼な話ではないですか。

水道局長

いや、私が言っているのは、そんなに滞納整理をしたからといって、10パーセントも20パーセントも上がるということは、はっきり言ってごさいません。ただ、いわゆる民間のノウハウというのは、人の働き方、そういったものをフレックスに対応できるだろうと、そういった中で提案説明も後から見せていただきましたけれども、そういった提案もありますので、私はそういうものを期待するということでごさいます。

北野委員

そういう提案説明は、議会のほうには説明がないのですから。プロポーザル方式でやったからといって、我々に何も報告がないのです。

それで伺いますけれども、水道局がこの間、水道料金、下水道使用料を、一生懸命徴収してきたと思うのです。年度ごとに、その金額と収納率をお答えください。

（水道）料金課長

まず、水道料金でごさいますけれども、過去5年間で説明させていただきたいと思います。平成16年度は現年度分収納率97パーセント、過年度分59.3パーセント、合計91.1パーセントとなっております。17年度は現年度が97.7パーセント、過年度59.3パーセント、合計が91.6パーセント。18年度ですけれども、現年度が97.6パーセント、過年度78パーセント、合計94.5パーセントとなっております。19年度ですけれども、現年度が97.6パーセント、過年度78パーセント、合計94.5パーセントとなっております。20年度ですけれども、現年度が97.5パーセント、過年度75.9パーセント、計94.7パーセントとなっております。

下水道使用料でごさいますが、16年度が現年度97パーセント、過年度63.5パーセント、合計92.1パーセント。17年度でごさいますけれども、現年度97.1パーセント、過年度62パーセント、合計91.7パーセント。18年度ですけれども、現年度が97.6パーセント、過年度79.2パーセント、合計94.7パーセント。19年度ですけれども、現年度が97.6パーセント、過年度が75.3パーセント、合計94.6パーセントとなっております。20年度ですけれども、現年度97.6パーセント、過年度76.1パーセント、計94.7パーセントとなっております。

北野委員

それと、受託業者と収納率を上げるという契約をしたと伺っているわけですが、収納率は前年度を確保すると。どこの文書のどこにそれがうたわれているのですか。

（水道）料金課長

それにつきましては、今回、このたびホームページに公表しております水準書の中に、収納率というところでごさいます。そこで。

（「それは何番目」と呼ぶ者あり）

第5章の1の（2）です。平成22年度から平成25年度までの目標収納率は、平成19年度から平成21年度までの3か年の平均収納率とする。1番目に、「乙は、水道料金について毎年甲が設定する目標収納率を達成するように努めなければならない」とあります。

北野委員

そこなのですね。

そうしたら、その第5章の収納率の確保のところ、今、課長から答弁があった「毎年甲が設定する目標収納率を達成するように努めなければならない」とあるのです。先ほど収納率の実績は御答弁がありました。この業者に、幾らプラスするように、収納率を上げるように、あなた方は目標を出すのですか。契約期間3か年のうち年度ごとに言ってください。

（水道）料金課長

ここの 7 ページの収納率の（ 2 ）にも書いてございますけれども、前年度の収納率を下回らないというふうになってございまして、まだ契約に至っているわけではございませんので、それについては、今後、選定されております業者と十分協議をしていきたいと考えております。

北野委員

そうしたら、局長が先ほど言ったことはうそでしょう。収納率を、滞納でも何でも小樽市がやるよりノウハウを持ってできるから、こういうことを委託の目的にしているという説明があったでしょう。あなたは二度も言ったのですよ。前年度を下回らない、前年並みだったらいいというのだったら、何のために委託するのか。あなたが先ほど言ったことと違います。

水道局長

最低ラインが前年度の実績を下回らないということで、今、課長が言いましたように、契約締結までに細部にわたった協議があり、そして最終契約ということになります。その中で収納率の向上対策については、改めて確認しますし、私どもの要望も話すということで最終的に判断したいということです。

北野委員

そんなのきななこと言っている期間はないのではないですか。この補正予算が通ったら、直ちに 12 月下旬までに委託契約を結ぶのでしょうか。その中で、この目標値だって出さなければならないのですよ。腹づもりも今ないというのかい。この定例会が終わったら、すぐ契約するのでしょうか。もう業者は決まったのだから。それなのに、委託すれば収納率が上がると、ここに期待を寄せているその原案も水道局は持っていないのか。無責任な話でしょう。それで、補正予算だけは通してくれというのでは、あなた方のやっている仕事はいいかげんではないですか。

水道局長

決して、いいかげんではございません。

（「いいかげんだっというの」と呼ぶ者あり）

私どもは、今申し上げておりますとおり、プロポーザルで業者が決定して、一定の細部でまだ詰めなければならないところがあるわけですから。

（「それは何回も聞きました、その話は」と呼ぶ者あり）

確かに今の時間的なもので言えば、大体年末に予定しておりますけれども、それまでには、選定業者のほうの我々の滞納整理に対する取組の考え方等も含めて、鋭意協議していくということでございます。

北野委員

補正予算が通ったらいつ契約するのか。もう目の前です。最大の目玉が原案も何もないと、これから協議すると、予算だけ通してくれと。こんな話はないでしょう。ただの民間委託だけ先行だもの。そんなことに納得できるわけがないでしょう。教えてください。原案がないなんていうことは認められません。

水道局長

ですから、協議のスタートは、私ども水道局の上下水道料金の前年度実績なり、そういうものをお互い共通認識として持って、そして今後どういった取組でどのぐらいに設定するのか、最低条件は決まっているのですから、私どもはどれだけ上げてくれるのかという話もしますし、向こうは今までの実態、状況を見て、どういうふうに判断するか、その辺の協議になるうかと思えます。

北野委員

納得できないね、それだったら。

建設常任委員会で配付した資料、私ももらいましたけれども、委託契約は、業務委託契約の締結は 12 月下旬となっているのです。それまでどういう話し合いをするのか。あなた方は、案はないのでしょうか。最低だけを決めている。

とりあえず前年度の水準確保だと。何も委託する意味がないでしょう。しかも、業務委託の範囲の（ 3 ）、収納業務とわざわざうたっているのですよ。先ほどノウハウはあるから、我々ではできないことで収納率を上げられるような、そういう説明をしたでしょう、私に。何もないでしょう。そして、補正予算だけ通せというのかい。

水道局長

先ほども言いましたように、なぜ委託をしていくかという理由については、再三私も述べてきていますけれども、収入だけに特化して今話をしていますので、例えばこの収納業務と、建設常任委員会の資料で示しました収納業務というのは、通常の窓口収納、口座振替の収納というものもございませぬ。一番難しい収納というのは、（ 5 ）の滞納整理業務ですから、私は今まで諸先輩が料金徴収に対して一生懸命やってこなかったと、そういうことは決して思っていません。ただ確かに私どもも滞納整理のノウハウというのは、経験的には持っていますけれども、私が期待しているというのは、それ以上、私どもが気づかないようなやはりノウハウを持っているのではないかと、そういったものを話し合いながら、年末の契約に向けていろいろな協議をしていくということです。

北野委員

先ほどから同じことですが、この滞納整理業務、続いて、給水停止業務にも関連するのですが、決まった業者はこの滞納整理のノウハウはどういうふうにして、あなた方がなるほどと思うようなことを提案してきているのですか。業者が言っていることを読み上げてください。

（水道）料金課長

先日行ったプレゼンテーションの中での話をさせていただきますと、基本的には収納率向上のためのあらゆる対策を考えておりまして、いわゆるこの催告書、給水停止をすることはもちろんですけれども、以後、未納者に対して徹底した話し合いをしながら、未収金の回収に努めたいとっております。

北野委員

それなら今まで水道局がやってきたでしょう。水道局はそういうことをやってこなかったのかい。私はそう思わないよ。今まで水道局がやってきたことを、同じことをしゃべっているだけでしょう。それなのに、局長はそのことをとらえてノウハウがあるというふうに判断したのかい。そこに書いてある公文書のほかに局長が内々でノウハウを聞いているのだったら、言ってください。

水道局長

別に私はこの業者と会ったこともないですから、内々では聞いていませんけれども、提案書を選定作業が終わった後で見ると、やはり一つにはきめ細かな、人を柔軟に滞納整理に対応させていける。そして、個別の滞納者に対する柔軟な対応ができる。基本的に、この会社というのは、滞納整理の作業の中で自主納付の促進を図りますと。滞納整理に当然配置、これは今までと同じですけれども、結局は我々が今までやってきたことも含めて、より人を柔軟に滞納整理に対応させられるということ、それと解決が難しい滞納整理については、いわゆる業務責任者はもちろんですけれども、エリアマネージャーという北海道管轄の責任者がいるので、そういった方も対応した中で、少しでも滞納整理をしていくと、そして滞納に対する苦情にも対応していくとっております。

北野委員

抽象的でよくわからないけれども、それは公文書に書かれているのですか。局長は業者に会っていないというのだから、あなたが今しゃべったことは公文書に書いてあるのでしょうか。後で下さい。そういうことが間違いなく書いてあるのですね。教えてください。

水道局長

私が今話したのは、公文書うんぬんよりも、いわゆるプレゼンテーションをやったときの提案書の中で私が終わってから見えていますので、今もう業者が決まりましたので、決まったところの提案書ですので、これは後からお示しできると思います。

北野委員

だから、公文書にはなくて、プレゼンテーションをやったときにその業者がしゃべったというのかい。ほかの業者はしゃべっていないの。議事録も何ももらっていないからわかりません。ほかの業者はそういうきめ細かく責任者が最後に出向いて行ってまで滞納を一掃する努力をするということは、ほかの会社は言わなかったのですか。

（水道）料金課長

3社から提案があった内容については、そこそこの会社の考えている提案内容がございました。提案内容はさまざまございました。

北野委員

私は、そんな一般論を聞いているのではないのです。滞納整理とか、自主納付をするようにする、そういう努力をそのそれぞれの3社はどのように提案したのですか、水道局に。A社、B社、C社というふうに区分けして説明してください。

水道局次長

内容的には、やはりそれぞれの会社の考え方というのが記載されておりまして、今回採用された業者が一番具体的に記載されていました。例えば、時間帯の問題だとか。これは我々とこれから今後契約するまでの間にそういう部分が具体的にできるかどうかは、庁舎の問題などいろいろありますから、そういうこともございますけれども、提案としては一番我々の目を引く、我々が今まで考えていなかった時間帯、それから今、局長が申し上げましたとおり、フレックスの問題だとか、そういう提案がなされていたということでございまして、一般的な部分では、それほど大きい差はございませんけれども、今回採用されたところが一番提案の内容としては、非常に我々の目を引くものがあったということでございます。

北野委員

そうしたら、水道局が目を引きような提案があった、それを具体的に述べてください。

水道局次長

今申し上げましたとおり、やはり時間帯の問題でございます。例えば、今、我々がやっておりますのは、8時50分から5時20分までという時間での受付業務をやっておりますけれども、それをさらにいろいろな繁忙期であれば、もう少し延ばしたりですとか、そういう提案がなされていたということでございます。

北野委員

それだけですか。

水道局次長

それと、やはり今、料金課長も申しましたけれども、やはりその会社としては、フェイス・トゥ・フェイスという部分を一番強く主張されておりまして、とにかく滞納整理の部分でいえば、お客様のところに行くという、そういう会社の理念といいますか、そういうものを持って、できるだけお客様にお会いしたいと。なかなかお客様によってはお会いできない方もたくさんいるかもわかりませんが、そういう提案が強く出されていたということでございます。

北野委員

そうしたら、小樽市の財政が苦しくなってきた中で、少し前ですけれども、正月休みが長期間にわたるといときに、中間で窓口の業務を行うということさえやっているのです。そうしたら、窓口業務というけれども、窓口業務だけで滞納分を持ってくる人なんてあまりいないですよ。その前段があるのですから、その前段の努力は水道局はやっていなかったということかい、とても感動しているようだけれども。そういうことになるでしょう。簡単に言えば、9時から5時までの間、それ以外は滞納者のところへ行っていないかったということだと言っているのだよ、私はそうは思っていないけれども、そこにいたく感動しているから、そういうことができるのに、やっていな

かったのですか、水道局は。

水道局次長

水道局の職員の勤務体制、それから嘱託の勤務時間帯、いろいろな雇用形態の中での制約というのがひとつございました。それを今回の民間委託の中では、例えばフレックスでこのお客様は 8 時ごろに伺うのが一番会えるのではないかとか、たぶんそういうお話も提案の中の言葉でございました。そういうものをこれから契約までの間に具体的にどういように業務を進めていくのかというものを打ち合わせして、今の収納率向上に向けた打合せをさせていただこうという考えでございます。

北野委員

総務部長に聞くけれども、勤務時間外にその滞納整理のために職員が出向くと、これは税の話ではないですよ、料金とか使用料の話ですから、そういうことは労使の間でだめだということになっているのですか。

（水道）料金課長

今、課内で収納をやっている職員については、正職員が 3 名おります。そのほかに嘱託・臨時職員が 5 名おります。それで、嘱託職員の場合は、基本的に週 29 時間という労働時間の制約がございますので、従来、時間外での対応はしておりません。職員につきましては時間外で、どうしても会えないお客様については訪問をして対応しております。

北野委員

今の話ですけれども、今は小樽に三つあったデパートはなくなりました。しかし、売上げを伸ばそうと、普通 6 時で終わるのを 8 時までやろうというときに、時間外だったら人件費がかかるから、どういう話し合いを労使でやったかといったら、遅出の出勤を決めて、同じ 8 時間労働の中で夜の 8 時までやって賃金に何も影響がない、そういうようにして経営の努力をやっているのです。だから、そういう民間が努力していることは、今まで小樽市は全然やっていなかったと、そういうことを告白しているのですよ、あなた方は。議会の場でそういうことを言った、そうだとすることはお認めになるのですね。

（水道）料金課長

現実的な話を話したつもりなのですが、基本的には夜間、職員が出るとなれば、フレックスタイム制を導入しても、1 度庁舎に入らなければならないという問題がございます、それと車も当然今使用している車を使用しなければなりませんし、そういった中で、ではそういうフレックスタイム制を導入したときに、何時に来て何時に帰ったのかという、なかなかその証明が難しいのもございまして、現実として、嘱託職員については、時間外の対応ですとか、フレックスタイム制の導入はしてきておりません。

北野委員

だから、そういうふうに努力すればいくらかでも収納率を上げることができるのに、今までやっていなかったと、そういうことがはっきりいたしました。

それで、最後ですが、まとめて市長にはお伺いしますが、その前に委託契約の中に（ 6 ）に給水停止業務とあるのだけれども、これは、給水停止処分業務ではないのかい。条例の第 20 条と四十何条かに給水停止について書かれているけれども、ここで言うのは、給水停止処分業務ではないのですか。

（水道）料金課長

基本的には、給水停止業務というのは、業者のほうから給水停止対象者を届のほうに上げていただきまして、それを。

（「いやいや、それはわかる。説明を受けているから。給水停止業務と書けば誤解を生むのではないかと聞いているのですよ、第 20 条との関係で。」と呼ぶ者あり）

基本的には、処分は局が行って。

（「それはわかるよ、それは」と呼ぶ者あり）

給水停止作業を業者に行っていただくということになります。

北野委員

いやいや、そんなことを聞いていないでしょう。ここでは給水停止というのは滞納している人のことを指しているのでしょうか。台風だとか地震が来て給水停止をせざるを得なかったというのは、この委託業務外なのだから、そうしたら処分でしょう。議会へ出す、建設常任委員会に出している資料も誤解を招く資料なのです。もう少し、誤解を招くと余計なことを言われぬような正確な表現の資料をちゃんと出すようにしてください。怠慢です、あなた方のやっているのは。

最後に、市長に伺いますが、いろいろな意味で、地方自治体が民間への業務委託をやっているのというのは全国の流れですから、一律に否定するものではないけれども、今のように市の職員がもっと努力すれば、何とかなのではないかと思われるようなことがやられないでいて、そして民間業者にやらせればできると、そうなると、先ほどから言っているように、今までの水道局の職員は何をやっていたのだと、不名誉ならく印を押されることになるのです。こういうことを疑問が出ないような形で、少なくとも業務委託するというのであれば、きちんとした説明があつてしかるべきではないかと思うのです。この点は水道局と市長の見解を求めて、私の質問は終わります。

水道局長

先ほどからの同じ答弁になりますけれども、決して今まで怠慢だったということではないというふうに私は思っております。ただ、これは一般的にも言われますけれども、私もそう思っていますけれども、先ほど来申し上げておりますように、やはり民間は民間のノウハウというのが当然あると思います。たまさか今のこの業者は二十数年のいわゆる全国的な実績がある会社で、業務責任者も25年以上の経験もあるということですから、私は先ほど言いましたように、例えば滞納整理については期待をしているということで、そのノウハウを十分活用していただきたいと、そういう協議をいたします。

市長

今回の水道局の業務委託ですけれども、水道局は御承知のとおり公営企業ですから本来経営努力をするのは当然の話ですね。ですから、先ほど黒字だからまだいいのではないかというお話もありましたけれども、赤字になってからでは遅いわけですから、黒字のうちにどうやってできるか。ただ、残念ながら、従来の地元の業者がとれなかったということは非常に残念ですけれども、これは今後3年間、地元の業者も頑張ってください、入札に参加して、受けられるような体制をとっていただければ、我々も十分地元業者は念頭にありますから、そういったことで進めたいと思いますけれども、いずれにしても経営効率化というのが一番ですので、その点はひとつ御理解をいただきたいと思います。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

山田委員

食育・学校給食について

それでは、私のほうからは、食育、学校給食に関連して何点かお聞きいたします。

近年、切れる子供が増え、また暴力をふるう児童が増えていると聞きます。その原因の一つとしては、家庭で食事に好きなものばかり出され、その好きなものばかりを食べるうちに偏食が進むといったことが体に影響を与えているというようなことが考えられると聞いております。

まず一点目、学校給食の献立の基準について示した上で、特に例として、足立区では、1年間に30万本以上の牛乳が捨てられているということが挙げられていましたので、これを含めて本市の牛乳の取扱状況、この点について

お聞かせください。

（教育）学校給食課長

今、足立区のほうのお話とそれから牛乳の関連の御質問がございましたけれども、牛乳を一部回収していない場合もあるかもしれませんが、基本的に業者が回収をしております、また飲まなかったもの、一部開封をしているとかということもあると思いますけれども、その量的な統計については、特に集計をしておりません。

今、学校給食の基準のほうの御質問がございましたけれども、これは学校給食法第 8 条で「文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとする」ということと「義務教育諸学校の設置者は、この学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする」という法の規定がございまして、学校給食の実施基準が設けられ、その中に栄養所要量等の基準がございまして。

山田委員

そこで、栄養摂取量、また標準食品構成表で明記されている部分が 25 品目あると思います。8 歳から 9 歳の児童一人当たり、大まかでいいですから、どのようなものをとっているのか、お示してください。

（教育）学校給食課長

8 歳から 9 歳の児童の場合を抜粋で申し上げますと、米であれば 48 グラム、小麦であれば 23 グラム、牛乳であれば 206 グラム、豆製品類等であれば 20 グラム、緑黄色野菜等であれば 23 グラム、魚介類等であれば 16 グラム、肉類等であれば 15 グラム、卵であれば 6 グラム、油脂類等であれば 3 グラム、そのような形で規定されております。

山田委員

今回、足立区が独自の献立を行っているということで、今、資料を見ているわけなのですが、この中で牛乳が捨てられる、また残菜、廃棄されるものが多いということで、この基準に縛られて独自のそのような献立ができない、このような現状が浮かび上がったということで聞いております。基準に従うと、例えば米飯給食のときに牛乳が出る。私も牛乳を飲むとすぐ下痢するほうなのですが、なかなか牛乳を飲む生徒がいない。こういった部分もたぶんあると思います。また足立区の「おいしい給食日本一」という取組がされていると思います。そこで、この足立区の独自の献立の理由、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

（教育）学校給食課長

今、足立区の独自献立の関係についてでございますけれども、足立区の取組につきましては、国が定めております栄養摂取基準の範囲内で献立を作成するものでありまして、実際の献立を作成するに当たりまして、献立の内容や、またその献立の組合せについて、現状より柔軟性を持ち、工夫を行っていく取組であるというふうに認識をしているところでございます。

それから、もう一点、足立区の「おいしい給食日本一」という、スローガンのような言葉だと思いますけれども、こうした意味合い等でございますけれども、おいしいという意味につきましては、味覚上のおいしさも当然あるものと思っておりますし、そこから来ます食べる楽しさと、児童・生徒が給食時間をより楽しく過ごすことで、心を豊かにはぐくんでいくという面や、またおいしく食べるということで、残さず食べることにもつながりますので、そういったことで、成長期の児童・生徒にとっては望ましいという面もあると思います。また、こういったこの楽しい給食時間を基盤として学校給食を生きた教材として活用していく、こういったことにも結びついている取組であると理解をしているところでございます。

山田委員

先ほどの牛乳を捨てるという部分で、本市はどういうような状況か聞かせてください。

（教育）学校給食課長

本市の牛乳の提供の関係につきましては、年間 190 回ほど給食がございまして、187 回で牛乳を提供し、残

る 3 回については、ドリンクヨーグルトなどの飲物類を提供しているところでございます。

山田委員

それでは、質問を変えます。

副校長・主幹教諭・指導教諭の状況について

導入 2 年目を迎える副校長、主幹教諭、指導教諭、これについて、昨年度、文部科学省では調査を行いました。また、今年ある新聞社がアンケート調査をしたそうです。それについて、全国、全道の導入状況、また本市の状況について、お聞かせ願いたいと思います。

（教育）学校教育課長

副校長、主幹教諭、指導教諭の導入状況の関係ですけれども、平成 20 年度からこの三つの職について、学校に新たに置くことが可能となりました。北海道教育委員会では、21 年度から副校長と主幹教諭について、道内複数の学校に配置しております。副校長につきましては、既存教頭の複数配置等に教頭の一人を副校長にかえて配置しております。主幹教諭につきましては、国の加配措置がありますので、国の加配枠の中で配置している状況になっております。道内のうち後志管内につきましては、1 名の配置枠となりました。その 1 名が小樽市に配置されております。ほかの管内につきましても、1 名から 5 名程度の範囲内で、それぞれの管内で配置されている状況になっております。

それぞれ人数ですけれども、副校長につきましては道内で 12 名、主幹教諭につきましては道内で 28 名配置されている状況です。

全国の状況でありますけれども、まずこの三つの職につきましては、まだいずれの職も配置していない県も 12 県ほどありまして、まだまだ浸透につきましてはこれからというふうには考えております。

山田委員

2 年目の課題として、いろいろこれからアンケートに基づいて調査されると思います。これはまず同僚だとか、こういう教員同士で指導しやすくするため、また、ひいては生徒の学力向上につながる部分だと思います。この部分で、どういう効果があるのかを示した上で、今後のこの調査の方向性をお示しいただいて、私の質問は終わります。

（教育）学校教育課長

課題や効果につきましてはですけれども、先ほど話しましたとおり、まだ全国的にも配置が進んでいない状況の中で、今、文部科学省では、その効果や課題につきまして、全国調査に入るといってお聞きしております。

濱本委員

学力の向上について

学力の向上ということで、何点かお伺いしたいと思います。

平成 21 年度の全国学力・学習状況調査が終わりまして、文部科学省は 21 年 8 月 27 日付で全国の状況について発表をしました。これはもうホームページにもアップされています。本年 11 月に北海道教育委員会のホームページで北海道の状況についても発表がありました。この中では、当然、地域の規模別データなども出ておりますけれども、前定例会のときは、まだ 9 月の段階でしたので、この 11 月の道教委の数字は出ていない中で、いろいろと状況を確認していたわけですが、改めて、この 11 月の報告が出たということで、教育長は、どういう所感をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

（教育）指導室主幹

まず平成 21 年度の本市の調査結果の概要につきましては、既に配布させていただいておりますけれども、これまで本市として研修会や資料作成、啓発、また学校訪問による指導・助言等を行って、それぞれの学校の課題に応じ

て改善を進めてきましたが、本年度の結果についても全体として見ますと、北海道の結果と同様、厳しい状況となっております。さらに、実効性のある取組を進めてまいりたいと思っております。

濱本委員

大変言いにくいのでしょうけれども、北海道の状況を踏まえても、小樽の状況は決して誇れる状況ではないという御認識は教育長はじめ教育委員の皆さん、それから指導室の皆さんは、お持ちですね。改めて確認したいのですけれども。

（教育）指導室長

これまでも話させていただいているのですが、この調査の結果から見まして、全道と同様に本市についても大変厳しい状況にあるという認識に立っております。

濱本委員

厳しいという言い方は、私はどうかとは思いますが、いわゆる学校の経営に関して指導するなり、直接的な責任を持っている教育委員会としては、決して満足できない、看過できない状況だということではないのか、厳しい状況と満足できない、看過できない状況だったら、ちょっとニュアンスが違うと思うのですけれども、その点はいかがですか。

（教育）指導室長

この調査の目的は、学習指導要領の内容を踏まえ、基礎・基本の定着度がどれくらい図られているかというものでございまして、それについては、まだまだ十分な状況にはないという意味での答弁でございました。

濱本委員

それで、なかなか市町村別のデータは出していただけない。けれども、通達では、市町村名が特定できなければ出せる。これは最終的には北海道教育委員会の判断ですから、道教委が出さなければしょうがない話なのです。ただし、道教委の出している数字の中で、後志管内はどうかというような数字があるわけです。それから、もう一つ地域別データで、大都市及び中核都市が一つのカテゴリー、それでその他の市、それから町村、へき地、そして北海道全体の平均の正答率が出ているわけです。それからいくと、後志というのは、小樽だけが市なのです。あとは全部町村なのです。若しくはへき地です。その後志のデータが、いわゆる正答率が全体の中では低いほうに位置しているという一つの現実があって、その中で、では小樽は市ですから、平成21年度の平均正答率を見ると、へき地よりも町村、町村よりもその他の市のほうがいいわけです。これを言いかえると、後志管内の数字が悪いのは、実は小樽はもっと数字がいいのだけれども、管内の町村が足を引っ張っていて、平均値としては後志は悪いということになるのですけれども、そういう認識で正しいですか。

（教育）指導室長

今までも本市の具体的な状況については、公表されておりませんので、その辺についての回答は御勘弁いただきたいと思えます。

濱本委員

いや、現実を把握しないと、なかなか先へ進まないのではないかと思います。あまりそのところばかりやってもしょうがない話なので、次に行きますけれども、秋田県秋田市では、報告書の中で、確かに国語Aが秋田市の正答率は何パーセントですということは出していません。しかし、国語Aの中の例えば観点別の正答率、例えばこの領域の正答率は何パーセントです、この領域は何パーセントですという正答率を出しているのですけれども、小樽の報告書の中にはまだそういうものはないのです。こういうものを取り扱うことについて、どうですか。

（教育）指導室長

本市のまとめの概要につきましては、北海道教育委員会のまとめを参考に作成をさせていただいておまして、委員のお話の内容の領域別、そして内容別等についての具体的に数値的なものは出しておりませんけれども、その

主なそれぞれの教科のそれぞれの領域、又は内容について、数値的なものではありませんが、文言でこの概要の中に示させていただいております。

濱本委員

確かに文言では書いてありますが、私に言わせれば、数値を出すことに非常に憶病になっていらっしゃるって、変化球を投げすぎではないのかと。もうちょっとストレートにわかりやすく書いても、それほど問題はないというふうに思います。今年度はもう出ましたので、来年度に関して言えば、この状況調査は抽出方式になるようだけれども、そこから選に漏れても全員参加で当たるという御答弁をいただいておりますので、それではぜひとも来年度の報告書を書く分には、そういうことも踏まえて研究をしてもらいたいと思いますが、研究するぐらいのことは御答弁いただけますか。

（教育）指導室長

まだ来年度の実施要領については、具体的なものが出ておりませんので、今後の制度設計をみながら、考えていきたいと思っております。

濱本委員

ちなみに規模別の数字で正答率を見ると、実は大都市・中核都市というのは、北海道の正答率は全国平均よりも上がっている分野があるのです。小学校はちょっとだめなのですが、中学校ですといいところもあるのです。この大都市というのは、間違いなく札幌市も含まれるわけですから、札幌市がそういう数値を出して、小樽市が出さないわけがないと私は思うので、隣の都市で、そんなに格差があるのかというのが、私はちょっと解せないと思うので、ぜひとも頑張ってもらいたいと思います。

そして次に、結局、では学力を向上するために何が必要なのかという話になるわけです。最終的には、たぶん実際に現場にいる教員のモチベーションだったり、指導力という、そういう技術だったりするのだと思うのです。教員にモチベーションがなかったら、子供たちだってモチベーションは持ちません。それは家庭もそうですけれども。教材費をどの程度使っているかという文部科学省が積算している数字があるのですが、それでいくと、例えば、公立小・中学校児童生徒 1 人当たり教材費という地方交付税額のうちから幾ら使っているかという、平成 19 年度決算で北海道は 4,961 円、秋田県は 2,649 円しか使っていないのです。それから、地方交付税積算額に対する決算額の比率は、北海道は 41.8 パーセントです。秋田県は 26.9 パーセントです。ということは、教材をたくさん投入したからいい結果が生まれるということではないのではないかと、最後は人の問題に行き着くような気がするのです。その人の問題という話をしていくと、最後はやはり指導室の皆さんの働きにかかっていると私は思うわけです。それで、指導室の皆さんの働きということで、改めて確認したいのですが、指導主事を設置する法的根拠は何ですか。

（教育）学校教育課長

指導主事の設置の根拠ですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 19 条第 2 項に「市町村に置かれる教育委員会の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く」、これが根拠となっております。

濱本委員

そうですね。それを見たのですが、第 21 条にはこう書いてあるわけです。「第 19 条第 1 項及び第 2 項に規定する事務局の職員の定数は、当該地方公共団体の条例で定める」となっていますね。ということは、今おっしゃったように 5 人の指導主事の方がいらっしゃいますが、これの基準というのは小樽市の条例で定まっているのですか。

（教育）学校教育課長

定数条例の中では、その指導主事を抜き出した形で人数が書かれていないので、あくまで教育委員会職員の人数として書かれています。

教育長

いわゆる地方教育行政法の第 19 条に、市町村には指導主事を置くうんぬんとなっておりますけれども、実際、現状

としては、全国の市町村の中で 3 分の 1 程度しか指導主事は置かれておりません。その 3 分の 1 もさらに平均しますと、一つの市の場合には大体 4 人近く 3. 何人から 4 人という人数でございまして、それから 3 分の 2 の市町村では指導主事を置いていないものですから、その中で条例では定めることになってはいますが、ほとんどのところでは、人数を定めないまま、その都度、問題の濃淡によりまして、指導主事を定めているというのが現状でございます。

濱本委員

よくわからないのですけれども、こうやって条例で定めるとなっているのに、実際は 5 人いる。総数を定めると言っているのだったらわかるのですけれども、でも指導主事ときちんと書いてある中で、指導主事は何名というのは、地方教育行政法で規定されているのですから、普通は例えば小樽市の定数条例の中にあってもおかしくないと思うのですけれども、それはなくても構わないものなのですか。

教育長

北海道教育委員会の例をとりましたも、やはり何人という定めはないのです。法では条例うんぬんとなっていますけれども、それを守る守らないという以前に、やはり人数的な制限がないのです。また、北海道立教育研究所ですと、その身分も、かつて五、六年前までは指導主事という身分でしたが、このごろは研究研修主事ですとか、そういう名称を変えたりとかということでございまして、定めはありますけれども、実際の人数はその都度適宜変えているようでございます。小樽市も過去の例をとりますと、北海道の指導主事が 2 名ほど派遣されておりました。そういう時代が長く続いたのですが、北海道のほうの予算の関係で、1 名減らし、2 名減らし、その分の補充として、小樽市独自で指導主事を配置して現在 5 名体制をしかせていただいております。

濱本委員

設置の法的根拠も条例もないと。言うなれば、かなりフリーハンドだなという意識なのですが、実は小樽市教育委員会の指導主事は、いわゆる充て指導主事と言われている人ですね。給料はどこから出ているのですか。

（教育）学校教育課長

まず、先ほどの人数、条例の根拠の関係ですけれども、地方教育行政法第 21 条では、第 19 条第 1 項及び第 2 項に規定する事務局の職員の定数は条例で定めるのです。この事務局職員の中には指導主事も入りますので、いわゆる教育委員会の我々事務職員も含めた定数が定数条例に載っています。

（「総数ですか」と呼ぶ者あり）

総数です。

それと、ただいまの給料のお話ですけれども、同じく地方教育行政法第 19 条第 4 項には、指導主事はうんぬん、経験のある者でなければならない、それで「指導主事は、大学以外の公立学校の教員をもって充てることができる」という形で、充て職もできますという形になってはいますが、小樽市におきましては、充て職ではなくて、あくまで市の身分で採用という形になっています。

濱本委員

ということは、小樽市のお金で採用されていると。なるほど。

それで、今おっしゃったように、指導主事の資格要件というのは、たしか明確なものはないと認識しているのですが、その認識は正しいですか。

（教育）学校教育課長

免許うんぬんということではございませんけれども、同じく法の第 19 条第 4 項に「指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない」というふうに規定されています。

濱本委員

ということは、例えば校長を退職した方を指導主事に任用するというやり方は可能ですか。

（教育）学校教育課長

制度的には可能だと思います。

濱本委員

それでは、そういう方はポストでいくと、そこにいらっしゃる指導主事の皆さんよりも、ある意味、若干コストを安く採用可能だということでしょうか。どうでしょうか。

教育部長

今、申し上げました教育に識見があるとかという言葉の意味では、退職された教員とかでも問題はないとは思いますが。ただ、市の正規の職員の場合は、定年制などがあります。ですから、嘱託職員とかという身分で教育主事ということというのはあり得ると思いますけれども、一般的に職員というか、普通に言う正規職員という意味ではないだろうと思っています。

濱本委員

要は、今おっしゃったように、例えば嘱託職員という身分で指導主事という肩書を与えるということは、可能という理解でよろしいですね。何を言いたいかという、教育長の御答弁の中でもあったように、まず第一番目に小樽市の学力というのは、大変満足はいける、容認のできる状況ではない。これを改善するためには、私は指導室の役割というのは大きいだろうと思います。人材を育成するとか、クオリティを上げるという部分では大きいだろうと。今の 5 人の体制の中で、市内に 41 校あるわけです。それで、教育長の答弁では、学校経営に関して 50 回、それから教科別指導で 253 回、来所指導で 737 件、このほかに研修会等々も実際やっているわけですね。そうすると、どう考えてもマンパワーが足りないのではないのか、もう少し増やしたほうがいいのではないのかと思います。確かに教育研究所はあります。でも、教育研究所の退職された校長は指導主事ではないですね。違いますね。やはりそれは肩書があるかないかでは、かなり違うと思うのですが、いわゆる嘱託職員で指導主事を使うということを将来、検討するというのはどうですか。

教育長

全国的に退職された人が指導主事をしているという例はほとんどないです。あるとしたら、生涯学習アドバイザーでありますとか、社会教育関係ではたくさんの方が行っています。と申しますのは、今、10 年ずつ学習指導要領が変わってきましたが、ここのところ数年は、10 年でなくて、もっとスパンが短くなりました。退職された方も次から次へといろいろな、例えば小学校英語ですとか、今までなかったものがどんどん入ってきますと、退職された方の力のあるなしでなくて、やはりそのとき現職の教員がそのときの新しい流れを感じながら、同じ立場に立って指導していくというのがやはり一般的ではないかと思っています。また、退職された方が生涯学習アドバイザーと もう一つは生徒指導関係のカウンセラーのほうで、それで報酬はもちろんずっと低くなりますけれども、そういう使われ方をしているのが今の全国的な傾向ではないでしょうか。

濱本委員

結局、私は指導室の機能がもっと強化されなければだめなのではないかと。そのためのコストは、小樽市はかける余裕がないので、そういう方法も考えるべきではないのかという考えですけれども、もう一つ確認したいのは、指導室は学校、学級に行っていますね。小樽で指導室が学校・学級に対して、どういう受入れをされてきたのか。かつて指導主事が校長室までは行けたけれども、学級には一歩も入れなかったとか、学校にも入れなかったとかという、そういう風評は私もよく聞きました。そういう風評が現実にあったのか。そして、そういうものは最近、改善されたのか。もういつでも、エブリタイム・ウエルカムでいいですよと、学級のドアもいつでもあいていますと、好きなときに来てくださいと、そういう状況になっているのかどうか、それを確認したいと思います。

教育長

指導主事と申しますのは、都道府県の身分の指導主事と小樽市の指導主事がございます。今まで新聞等、他の県

でもいろいろあった指導主事が学校に入る入らないというのは、それは北海道の指導主事の場合には、道立高校と特殊教育、今は特別支援学校になっていますが、そういうところの場合はフリーに入れますけれども、それ以外は校長が職員会議で教員と話して、小樽市教育委員会に要請が上がり、その要請書をさらに私どもは後志教育局を通じて上げていきます。そして、指導主事を学校にお呼びするという、北海道の指導主事にはそういうステップがあります。ですから、校長が文書を教育委員会に上げていただかなければ、要請書を上げていただかなければ、私どもも教育局、北海道教育委員会に要請することができません。そういう、少しややこしい手続があるものですから、道立高校、特殊教育諸学校以外は道の指導主事が入るときには、そういうステップがあって、そのステップを一つも外すことができないのです。教員から直接小樽市教育委員会に、若しくは道教委に指導主事に入ってくださいということができなくて、何度も言いますが、校長が教育委員会に要請をし、私どもはそれを踏まえて教育局に要請して、やっと道教委の指導主事が入るというシステムになってございます。ですから、これまでいろいろな町村で指導主事を迎えることができなかったとかという例があります。

小樽市の場合、この10年以上前から北海道の身分の指導主事ではございませんので、生徒指導の問題ですとか、また授業、特に定数加配でありますとか、いろいろなのがありますから、そういうことで必ず年何回かは指導主事に入ってもらっておりますし、小樽の場合には、その加配ですとかというときには道の指導主事についても一緒に要請書を上げてもらっていますので、道と市とそろって、それぞれの学校に入っているという現状になってございます。

濱本委員

前段の説明は必要なかったはずで、小樽市の指導主事がいわゆる市内の小中学校に本当にいつでもエブリタイム・ウェルカムの状態で行けるのかということをお私としては聞いたつもりだったのですが、どうもちょっと私はあまりふに落ちませんけれども、本当にそうなのだろうかという気もします。どちらにしても、最終的には本当に小樽の教育力が上がらないと、こういう学力テストの結果ですら、いいものが出てこない、私は絶対だめだろうと思うのです。

個人的な話で言えば、あと何年かすると、たぶん私の孫も就学児童ということで1年生になるでしょう。そのときに、今のような実情であれば、申しわけないけれども、小樽の学校には入れないなとか、もっと言ったら、小学校まではいいいけれども、中学校は札幌の学校に入れたいなとかと、私はたぶん正直そういうことを思うだろうと思います。教育長にお孫さんがいるのかどうか分かりませんが、市長はもうお孫さんがいるのかどうか分かりませんが、今の小樽の実情を見たら、それがたぶん私は正直な気持ちだろうと思うのです。そういうものはやはり一日でも早く改善してもらいたいし、それをやはり数字で検証できるような実績を何らかの努力をしながら残していただきたいと、証明していただきたいというふうに思いますので、教育長、最後に頑張りますという話でもいいのですけれども、どうでしょうか。

教育長

小樽市教育委員会として、いろいろな市民ですとか、いろいろな保護者、また委員のような悩みもあるということとは十分承知してございます。それで、3年前から小樽市立学校教育推進計画を、単に活字だけではなくて、実を伴ったそういう計画にしようということで、あおばとプランを3年間進めさせていただきました。さらに、それだけではまだ不十分な面もございまして、今年度から5年計画で第2次の計画を立てたところでございます。それを踏まえまして、今後、そういう心配が極力なくなるように、それぞれの学校、私たち教育委員会も推進計画に基づきまして頑張っていきたいと考えてございます。

委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 27 分

再開 午後 4 時 53 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、北野委員。

北野委員

日本共産党を代表して、議案第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 20 号について、反対の討論を行います。

議案第 2 号ですが、全国瞬時警報システム整備事業費として、道補助金 222 万 8,000 円が計上されています。政府は有事法制の一部である国民保護法に基づいて、全国の市町村に国民保護計画をつくるよう求めています。この一環としての予算に賛成はできません。全国瞬時警報システムの実証実験として、最近千葉県富浦町で訓練が行われていますが、その理由は瞬時警報システムに国籍不明のテロリスト数名が上陸するのが目撃されたということを開口にして、町の拡声器から有事サイレンが鳴り、住民、児童がバスで避難するという訓練であります。こういうことが強制され、結局は国民保護法の名の下に、自治体を戦時体制に組み入れていく、こういう危険を持つもので、我が党としては賛成できません。

議案第 3 号及び第 20 号ですが、これは住宅事業特別会計補正予算と関連条例ですが、市営住宅の管理代行業務費として 2 億 4,866 万 3,000 円が計上されて、平成 22 年度から 24 年度までの予算であります。これは住宅使用料の滞納の取立てなども含めて、市民のプライバシーに関することも民間業者に任せることには同意することはできません。

議案第 5 号は水道事業会計補正予算ですが、質問で詳しく指摘し、最後に市長もおっしゃっていましたが、今後、黒字経営のうちに経営の向上、経営の体質改善を図る対策をとらなければならない、こういう説明をしているわけです。そうであれば、なぜ今回これから 3 年後に民間に料金課の業務を委託するから、これらのことについて準備をしなさいと、そして委託業者として募集に参加するようにはしていただきたいということなぜできなかったのかということなのです。これは、市政の根本的立場として、地元業者を育成する立場が欠落しているからにほかなりません。また、驚きましたけれども、水道局の答弁は、私の印象としては、これまでの歴代の水道局職員が収納率向上などに努力してこなかったような内容で、納得できるものではありません。

以上ですが、詳しくは本会議で、ほかの分野にも触れて討論させていただきます。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 20 号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも山田副委員長をはじめ委員各位と、市長はじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝をいたしております。意を十分尽くしませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。